

第3次 直方市地域福祉計画
第1次 直方市地域福祉活動計画
(案)

直方市市民部保護・援護課
令和7年12月時点

目 次

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨	1
2 法的根拠	2
3 地域福祉とは	4
4 地域福祉を推進するための圏域	6
5 計画の位置づけ	7
6 福祉分野の個別計画の概要	8
7 計画期間	11
8 策定体系	11

第2章 地域福祉をめぐる直方市の現状と課題

1 統計からみる本市の現状	12
2 市民意識の把握	28
3 社会福祉協議会の取組	33
4 現行計画評価	39
5 現状・課題の整理	45

第3章 計画の基本方針

1 計画の基本理念	48
2 基本目標	49
3 計画の体系	50

第4章 施策の展開

1 基本目標Ⅰ 支え合いの仕組みづくり	52
2 基本目標Ⅱ 安全・安心に暮らせる基盤づくり	59
3 基本目標Ⅲ 誰でも気軽に相談できる仕組みづくり	68
4 評価指標	71

第5章 直方市再犯防止推進計画

1 計画策定の趣旨	72
2 計画の位置づけ	72
3 計画期間	72
4 再犯防止施策の対象者	72
5 現状と課題	73
6 取組の方向性	74

第6章 計画の推進

1 連携体制の強化	76
2 計画の周知・広報	76
3 計画の進捗管理	76

資料編	77
------------------	-----------

第1章

計画策定にあたって

1

計画策定の背景と趣旨

これまでの福祉分野における取組は、高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉などといった分野ごとの「縦割りによる支援」が中心となって進められてきました。

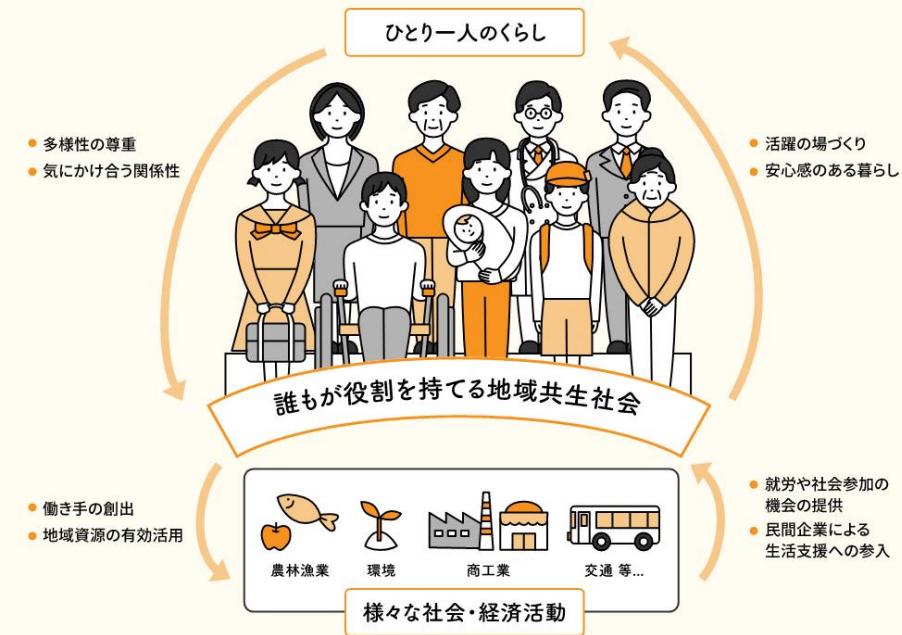
しかし近年では、少子高齢化や核家族化の進行、価値観やライフスタイルの多様化などにより、これまで地域社会が果たしてきた支え合いや助け合いの機能が低下してきており、従来の縦割りによる支援では対応しきれない、制度の狭間にある問題の顕在化や、生活課題の多様化・複雑化が社会問題となっています。

こうした状況の中で、国では地域福祉の推進に向けて、誰もが役割をもち、支援の「支え手」「受け手」という関係を超えて活躍できる社会、すなわち「地域共生社会」の実現を目指しています。

本市においても、令和7年度末で「第2次直方市地域福祉計画」が計画期限を迎えることから、こうした社会情勢に対応する必要性が生じていることを踏まえ、市民によるまちづくり・社会づくりの活動と手を取りつつ、市民を主体とした行政や地域の協働による福祉を進めていくため、新たに「第3次直方市地域福祉計画・第1次直方市地域福祉活動計画」を策定します。

地域共生社会とは

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域とともに創っていく社会を指しています。



出典:厚生労働省「地域共生社会のポータルサイト」

2 法的根拠

本計画は、社会福祉法第4条地域福祉の推進の考え方のもと、社会福祉法第107条及び第109条を法的根拠として策定するものであり、高齢者、障がいのある人、子ども等を対象とする福祉事業における分野別計画の上位計画である地域福祉計画・地域福祉活動計画として位置づけるものです。

また、本計画の目的である地域共生社会を実現するためには、同法第106条の3に規定されている包括的な支援体制の整備が必要であり、同法第106条の4に規定されている重層的支援体制整備事業を整備することも可能です。

なお、本計画は再犯の防止等の推進に関する法律第8条1項に基づく「再犯防止推進計画」を包含するものとして策定します。

【参考】本計画の根拠法条文

■ 地域福祉の推進

◆社会福祉法＜第4条＞要約◆

地域福祉の推進は、地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が地域社会の実現を目指し、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

■ 市町村地域福祉計画

◆社会福祉法＜第107条＞◆

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 1 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 2 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 3 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 4 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 5 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

■ 地域福祉活動計画

◆社会福祉法＜第109条＞要約◆

社会福祉法第109条の規定に基づく民間組織である社会福祉協議会が活動計画として策定するものであり、「すべての住民」、「地域で福祉活動を行う者」、「福祉事業を経営する者」が相互に協力して、地域福祉の推進を目的とする実践的な活動・行動計画です。

■包括的な支援体制の整備

◆社会福祉法＜第106条の3第1項＞◆

市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等※¹及び支援関係機関※²による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 1 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策
 - 2 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策
 - 3 生活困窮者自立支援法第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策
- ※1 地域住民等：社会福祉法において、「地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者」と定義される。
- ※2 支援関係機関：社会福祉法において、「地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関」と定義される。

■重層的支援体制整備事業

◆社会福祉法＜第106条の4＞要約◆

市町村において、既存の相談支援や地域づくり支援の取組を活かし、こども・障がい・高齢・生活困窮といった分野別の支援体制では対応しきれないような“地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズ”に対応する包括的な支援体制を構築するため、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」などの重層的支援体制整備事業を行うことができる。

■地方再犯防止推進計画

◆再犯防止推進法＜第8条第1項＞◆

都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

3 地域福祉とは

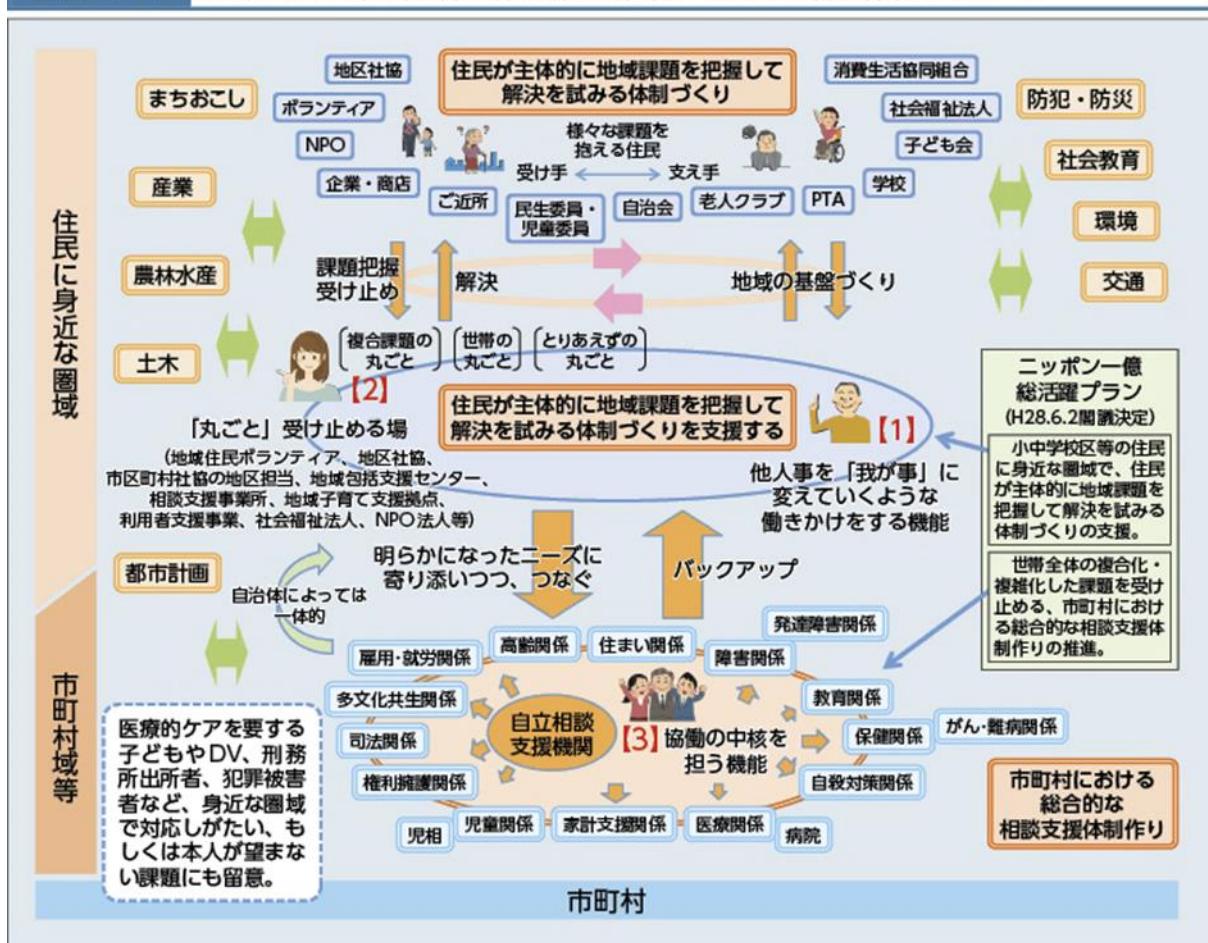
(1) 地域福祉のイメージ

地域福祉とは、高齢者、障がいのある人、子どもを含め、誰であっても、住み慣れた地域で自分らしく幸せに暮らしたいという願いを実現するために重要なものです。

地域福祉計画・地域福祉活動計画は、制度や分野ごとの「縦割り」や、「支え手」「受け手」という関係を越えて、地域住民や地域の多様な主体が地域福祉活動に「我が事」として参画し、世代や分野を越えて「丸ごと」つながることで、市民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域とともにつくる社会(地域共生社会)の実現を目指していきます。

地域における住民主体の課題解決強化・包括的な相談体制のイメージ

図表 4-2-1 地域における住民主体の課題解決力強化・包括的な相談体制のイメージ



出典：平成 30 年版厚生労働白書

(2) 「自助」「互助」「共助」「公助」で進める地域福祉

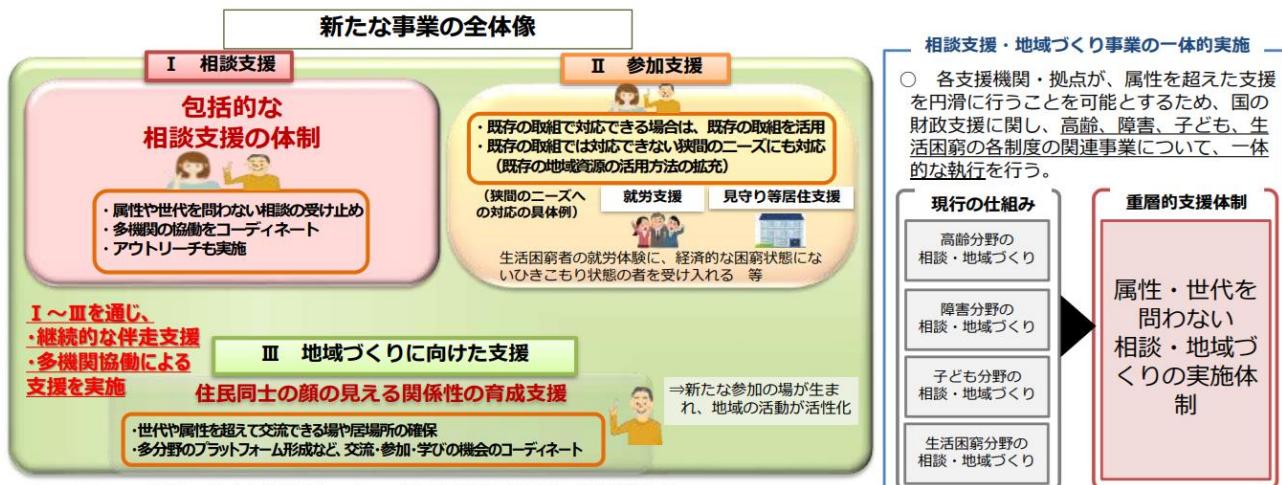
地域には、高齢者、障がいのある人、子育てや介護で悩んでいる人など様々な人が生活し、多くの悩みや課題を抱えています。このような多種多様な生活課題に対し、自分自身や家族、隣近所の手助け、地域での支え合い、行政等が行う公的支援や福祉サービスで解決する仕組みづくりが、地域福祉計画・地域福祉活動計画に求められています。



(3) 包括的支援と多様な参加・協働の推進

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という従来の関係を超えて、地域や一人ひとりの人生の多様性を前提とし、人と人、人と社会がつながり支え合う関係性が生まれやすいような、環境を整える新たなアプローチが求められています。

国においては各市町村の地域住民が抱える複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、「①断らない相談支援」「②参加支援」「③地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する重層的支援体制整備事業が創設されています。



※ I～IIIの3つの支援を一体的に取り組むことで、相互作用が生じ支援の効果が高まる。
 (ア) 狹間のニーズにも対応し、相談者が適切な支援につながりやすくなることで、相談支援が効果的に機能する
 (イ) 地域づくりが進み、地域で人と人とのつながりができることで、課題を抱える住民に対する気づきが生まれ、相談支援へ早期につながる
 (ウ) 災害時の円滑な対応にもつながる

出典:厚生労働省「社会福祉法の改正趣旨・改正概要」

4

地域福祉を推進するための圏域

地域福祉の推進にあたっては、隣近所における日常的な助け合いが不可欠であり、直方市や社会福祉協議会が市全域で取り組む施策を推進する上でも欠かせません。

隣近所、自治会、日常生活圏域や市内全域などの重層的な圏域の中で、課題の大きさや複雑さ、事業の内容や効果、利用者の利便性などを考慮し、適切な単位で施策を展開します。

①基礎圏域（小地域）【自治会】

交流や支え合いなどの日常的な地域活動の基礎となる単位

②小圏域【小学校区】

基礎圏域での取組で解決することが難しい問題等に対し、近隣の小地域同士の活動が結びついて取組が行われる範囲

③中圏域【中学校区】

小学校单位で解決することが難しい問題等に対して対処する単位。複数校区を合わせた地域包括ケア推進単位（日常生活圏域）

④大圏域【市全体】

市全体で取り組むべき課題や、全体で取り組んだ方が効率的なことについて取り組む単位

直方市では、小学校区を単位として校区社会福祉協議会（南校区、新入校区、下境校区、西校区、感田校区、福地校区、北校区）が組織されています。各地区で福祉コミュニティづくりの中心的役割を担っていることから、各小学校区は地域福祉を推進する中間的な要素を持つ単位として、相談支援から制度的な福祉サービスへとつなぐ単位、福祉サービス基盤整備を推進する単位と設定します。

大圏域【市全体】

中圏域【中学校区、日常生活圏域（高齢者福祉）】

小圏域【小学校区】

（南校区、北校区、西校区、新入校区、感田校区、上頓野校区、下境校区、福地校区、
中泉校区、植木校区、東校区）

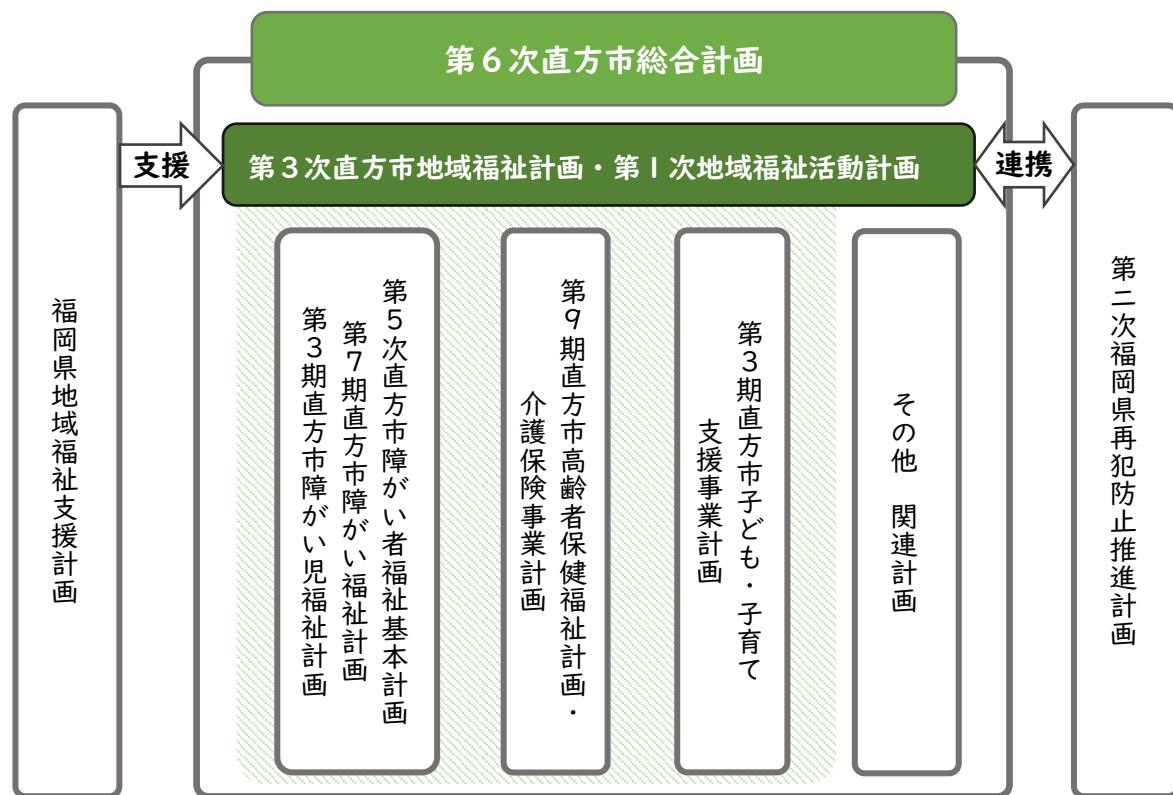
基礎圏域（小地域） 【自治会（自治区公民館）】

5 計画の位置づけ

「地域福祉計画」は、地域住民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、社会福祉法第107条に基づき市町村が作成するものです。一方、「地域福祉活動計画」は、地域福祉計画を実行するため、社会福祉法第109条に規定された民間の福祉団体である市町村社会福祉協議会が中心となって作成するものです。これら2つの計画はどちらも、地域住民や福祉関係者、市、社会福祉協議会などが協力して地域福祉を推進していくことを目指した計画です。

本市では、「第6次直方市総合計画」を最上位計画とし、その目指す将来像を地域福祉の面から支える「直方市地域福祉計画」と、地域住民や福祉関係団体の具体的な活動などについて示した「直方市地域福祉活動計画」を一体的に策定・推進することで、地域福祉活動のさらなる充実を図ります。

また、「第9期直方市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「第5次直方市障がい者福祉基本計画」、「第7期直方市障がい福祉計画及び第3期直方市障がい児福祉計画」、「第3期直方市子ども・子育て支援事業計画」といった福祉分野における個別計画の上位計画としてこれらを横断的につなぐとともに、「第3次のおがた男女共同参画プラン（後期計画）」等の関連計画との整合を図った計画とします。



6 福祉分野の個別計画の概要

(Ⅰ) 介護保険・高齢者福祉分野

直方市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画は、老人福祉法及び介護保険法の規定に基づき3年ごとの改定を行っており、令和6年3月に第9期計画が策定されました。

第9期計画では、2025年問題への対応と、その先の令和17年には団塊の世代が要介護認定率や介護給付費が急増する85歳に到達することを見据え、「誰かが担う」のではなく、「誰もが担う地域づくり」の視点に立って、「地域包括ケアシステム」の深化・推進に継続して取り組むこととしています。

名称	第9期直方市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画												
根拠法	老人福祉法・介護保険法												
計画期間	令和6~8年度(3年間)												
基本理念	『地域でささえあう 高齢者が健康で安心して暮らせるまちづくり』												
計画体系	<table border="1"><thead><tr><th>基本理念</th><th>基本目標</th><th>施策の方向</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="4">地域でささえあう 高齢者が健康で安心して暮らせるまちづくり</td><td>基本目標1 高齢者を地域で支え合うまちづくり</td><td>1. 認知症施策の推進 2. 在宅医療・介護の連携の充実 3. 家族介護者への支援の充実 4. 高齢者を支える担い手づくり</td></tr><tr><td>基本目標2 高齢者が健康で活躍できるまちづくり</td><td>1. 健康寿命の延伸のため、自立支援・重度化防止に向けた取組の推進 2. 生きがいづくり活動の推進 3. 高齢者の社会参加・働く場の充実</td></tr><tr><td>基本目標3 高齢者が安心して暮らせるまちづくり</td><td>1. 地域共生社会の実現に向けた取組の推進 2. 高齢者福祉サービスの充実 3. 高齢者の虐待防止と権利擁護に関する取組の推進 4. 高齢者が安心して住み続けられる住まいの充実 5. 安全・安心なまちづくり</td></tr></tbody></table>			基本理念	基本目標	施策の方向	地域でささえあう 高齢者が健康で安心して暮らせるまちづくり	基本目標1 高齢者を地域で支え合うまちづくり	1. 認知症施策の推進 2. 在宅医療・介護の連携の充実 3. 家族介護者への支援の充実 4. 高齢者を支える担い手づくり	基本目標2 高齢者が健康で活躍できるまちづくり	1. 健康寿命の延伸のため、自立支援・重度化防止に向けた取組の推進 2. 生きがいづくり活動の推進 3. 高齢者の社会参加・働く場の充実	基本目標3 高齢者が安心して暮らせるまちづくり	1. 地域共生社会の実現に向けた取組の推進 2. 高齢者福祉サービスの充実 3. 高齢者の虐待防止と権利擁護に関する取組の推進 4. 高齢者が安心して住み続けられる住まいの充実 5. 安全・安心なまちづくり
基本理念	基本目標	施策の方向											
地域でささえあう 高齢者が健康で安心して暮らせるまちづくり	基本目標1 高齢者を地域で支え合うまちづくり	1. 認知症施策の推進 2. 在宅医療・介護の連携の充実 3. 家族介護者への支援の充実 4. 高齢者を支える担い手づくり											
	基本目標2 高齢者が健康で活躍できるまちづくり	1. 健康寿命の延伸のため、自立支援・重度化防止に向けた取組の推進 2. 生きがいづくり活動の推進 3. 高齢者の社会参加・働く場の充実											
	基本目標3 高齢者が安心して暮らせるまちづくり	1. 地域共生社会の実現に向けた取組の推進 2. 高齢者福祉サービスの充実 3. 高齢者の虐待防止と権利擁護に関する取組の推進 4. 高齢者が安心して住み続けられる住まいの充実 5. 安全・安心なまちづくり											

(2) 障がい者福祉分野

直方市障がい者福祉基本計画は、障害者基本法の規定に基づき6年ごとの改定を行っており、令和3年3月に第5次計画が策定されました。

第5次計画では、すべての障がいがある方が、地域で安心した生活を送ることができるよう、障がい福祉人材の確保、障がい者の社会参加をささえる取組の強化、障がい者の地域生活をささえるための体制づくりに取り組んでいきます。

名称	第5次直方市障がい者福祉基本計画												
根拠法	障害者基本法												
計画期間	令和3~8年度(6年間)												
基本理念	『障がいのある人もない人も ともに自立して暮らせる住みよいまち のおがた』												
計画体系	<table border="1"><thead><tr><th>基本理念</th><th>基本目標</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="8">障がいのある人もない人も ともに自立して暮らせる住みよいまち のおがた</td><td>基本目標1 障がい者理解の促進【啓発・広報、権利擁護】</td></tr><tr><td>基本目標2 自分らしく働く環境づくり【雇用・就業】</td></tr><tr><td>基本目標3 安心して生活するための保健・医療の充実【保健・医療】</td></tr><tr><td>基本目標4 子どもの可能性を伸ばす一貫した療育・教育の充実【療育・教育】</td></tr><tr><td>基本目標5 地域生活を支える多様な支援の充実【福祉サービス等】</td></tr><tr><td>基本目標6 生きがいづくりや社会参加の促進【社会参加】</td></tr><tr><td>基本目標7 障がい者を支える人づくりの推進【人材育成】</td></tr><tr><td>基本目標8 安心して生活できるまちづくりの推進【まちづくり】</td></tr></tbody></table>		基本理念	基本目標	障がいのある人もない人も ともに自立して暮らせる住みよいまち のおがた	基本目標1 障がい者理解の促進【啓発・広報、権利擁護】	基本目標2 自分らしく働く環境づくり【雇用・就業】	基本目標3 安心して生活するための保健・医療の充実【保健・医療】	基本目標4 子どもの可能性を伸ばす一貫した療育・教育の充実【療育・教育】	基本目標5 地域生活を支える多様な支援の充実【福祉サービス等】	基本目標6 生きがいづくりや社会参加の促進【社会参加】	基本目標7 障がい者を支える人づくりの推進【人材育成】	基本目標8 安心して生活できるまちづくりの推進【まちづくり】
基本理念	基本目標												
障がいのある人もない人も ともに自立して暮らせる住みよいまち のおがた	基本目標1 障がい者理解の促進【啓発・広報、権利擁護】												
	基本目標2 自分らしく働く環境づくり【雇用・就業】												
	基本目標3 安心して生活するための保健・医療の充実【保健・医療】												
	基本目標4 子どもの可能性を伸ばす一貫した療育・教育の充実【療育・教育】												
	基本目標5 地域生活を支える多様な支援の充実【福祉サービス等】												
	基本目標6 生きがいづくりや社会参加の促進【社会参加】												
	基本目標7 障がい者を支える人づくりの推進【人材育成】												
	基本目標8 安心して生活できるまちづくりの推進【まちづくり】												

(3) 児童福祉分野

直方市子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援法に基づき5年ごとの改定を行っており、令和7年度から第3期計画を推進しています。

第3期計画では、家庭における子育て、地域社会における子育て、保育所・認定こども園・幼稚園・小学校等における子育てを基本的な視点とし、今後も変化していくニーズを的確に捉え、一人ひとりの子どもが健やかに育ち、保護者の子育てを社会全体で支援する環境整備を目指しています。

名称	第3期直方市子ども・子育て支援事業計画												
根拠法	子ども・子育て支援法												
計画期間	令和7～11年度(5年間)												
基本理念	『自然が好き 人が好き 子どもたちの笑顔輝くまちづくり』												
計画体系	<table border="1"> <thead> <tr> <th>基本理念</th> <th>区分</th> <th>施策</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">自然が好き 人が好き 子どもたちの笑顔輝くまちづくり</td> <td>教育・保育 幼児期の</td> <td> 1. 教育・保育施設及び特定地域型保育事業 1. 時間外保育事業(延長保育) 2. 放課後児童健全育成事業(学童クラブ) 3. 子育て短期支援事業(ショートステイ) 4. 地域子育て支援拠点事業 5. 一時預かり事業 6. 病児・病後児保育事業 7. 子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業) 8. 利用者支援事業 9. 妊婦健康診査 10. 乳児家庭全戸訪問事業 11. 養育支援訪問事業・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 12. 実費徴収に係る補足給付を行う事業 13. 多様な事業者の参入促進・能力活用事業について </td> </tr> <tr> <td>地域子ども・子育て支援事業</td> <td></td> </tr> <tr> <td>支援施策 その他の子育て</td> <td> 1. 教育・保育等の円滑な利用及び質の向上に係る取組 2. 子どもに関する専門的な知識および技術を要する支援施 3. 障がい児施策の充実等 4. 労働者の職業生活と家庭生活の両立のために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携 5. 施設整備計画 </td> </tr> </tbody> </table>			基本理念	区分	施策	自然が好き 人が好き 子どもたちの笑顔輝くまちづくり	教育・保育 幼児期の	1. 教育・保育施設及び特定地域型保育事業 1. 時間外保育事業(延長保育) 2. 放課後児童健全育成事業(学童クラブ) 3. 子育て短期支援事業(ショートステイ) 4. 地域子育て支援拠点事業 5. 一時預かり事業 6. 病児・病後児保育事業 7. 子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業) 8. 利用者支援事業 9. 妊婦健康診査 10. 乳児家庭全戸訪問事業 11. 養育支援訪問事業・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 12. 実費徴収に係る補足給付を行う事業 13. 多様な事業者の参入促進・能力活用事業について	地域子ども・子育て支援事業		支援施策 その他の子育て	1. 教育・保育等の円滑な利用及び質の向上に係る取組 2. 子どもに関する専門的な知識および技術を要する支援施 3. 障がい児施策の充実等 4. 労働者の職業生活と家庭生活の両立のために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携 5. 施設整備計画
基本理念	区分	施策											
自然が好き 人が好き 子どもたちの笑顔輝くまちづくり	教育・保育 幼児期の	1. 教育・保育施設及び特定地域型保育事業 1. 時間外保育事業(延長保育) 2. 放課後児童健全育成事業(学童クラブ) 3. 子育て短期支援事業(ショートステイ) 4. 地域子育て支援拠点事業 5. 一時預かり事業 6. 病児・病後児保育事業 7. 子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業) 8. 利用者支援事業 9. 妊婦健康診査 10. 乳児家庭全戸訪問事業 11. 養育支援訪問事業・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 12. 実費徴収に係る補足給付を行う事業 13. 多様な事業者の参入促進・能力活用事業について											
	地域子ども・子育て支援事業												
	支援施策 その他の子育て	1. 教育・保育等の円滑な利用及び質の向上に係る取組 2. 子どもに関する専門的な知識および技術を要する支援施 3. 障がい児施策の充実等 4. 労働者の職業生活と家庭生活の両立のために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携 5. 施設整備計画											

7

計画期間

本計画の期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

この期間に社会情勢や市の状況、関係法制度などに著しい変化があった場合は必要に応じて見直しを行います。

	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030
総合計画								
地域福祉計画・ 地域福祉活動計画				第6次直方市総合計画（R3～R12）				
高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画		第2次計画			第3次直方市地域福祉計画・ 第1次地域福祉活動計画			
障がい者福祉基本計画	第8期		第9期		第10期		第11期	
障がい福祉計画	第6期		第7期		第8期		第9期	
障がい児福祉計画	第2期		第3期		第4期		第5期	
子ども・子育て 支援事業計画		第2期		第3期		第4期		第4期

8

策定体系

(1) 策定体制

本計画の策定にあたっては、学識経験者や関係団体によって構成される策定委員会を中心^に、計画案についての審議・意見交換を経て計画を策定します。

(2) パブリックコメントの実施

本計画の策定にあたり、市民の方から広くご意見・ご提案を伺うことを目的として、パブリックコメントを実施します。

第2章 地域福祉をめぐる直方市の現状と課題

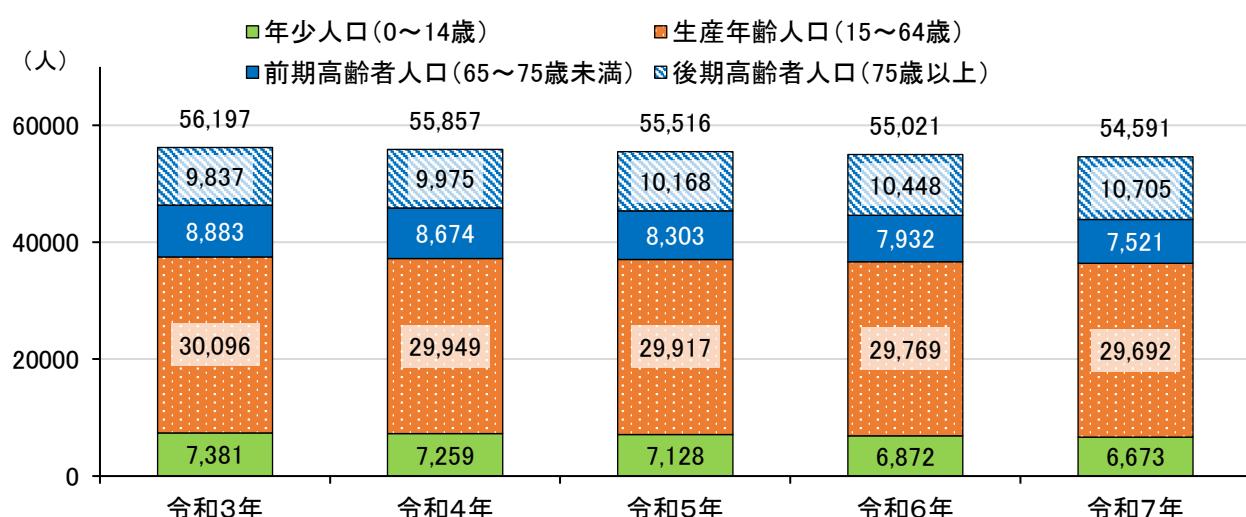
(Ⅰ) 人口・世帯の状況

①総人口・年齢4区分別人口の推移

本市の令和3年以降の総人口、年少人口、生産年齢人口、前期高齢者人口は減少傾向で推移しており、総人口は令和7年には54,591人となっています。一方で、後期高齢者人口は増加傾向で推移しており、令和7年は令和3年から868人増加しています。

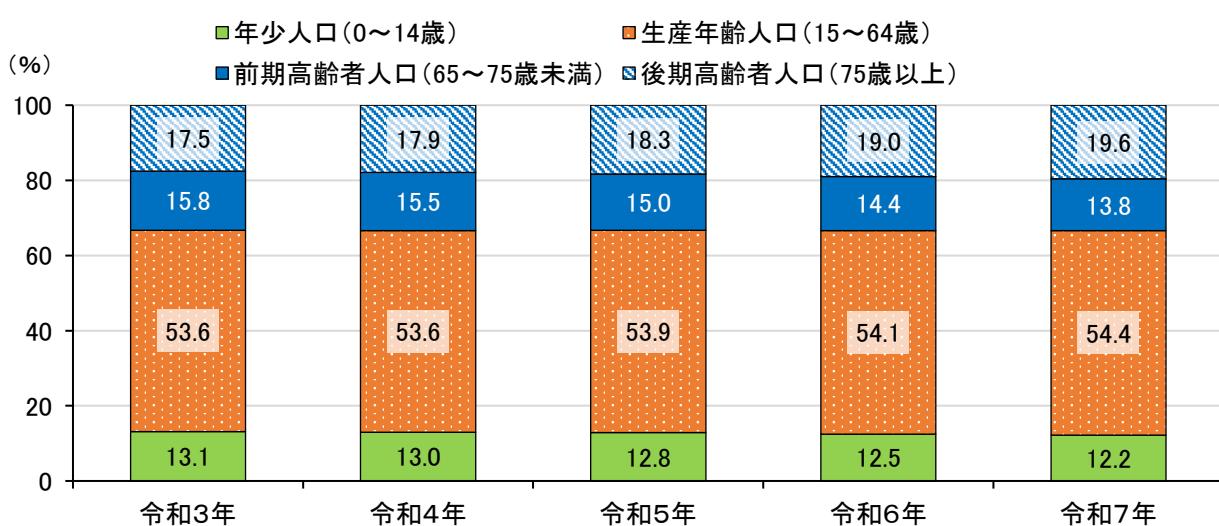
年齢4区分別人口割合をみると、後期高齢者人口の割合は令和3年以降、生産年齢人口割合は令和4年以降上昇しています。年少人口割合と前期高齢者割合は令和3年以降低下しています。

年齢4区分別人口の推移(直方市)



資料:統計直方(各年3月末)

年齢4区分別人口割合の推移(直方市)



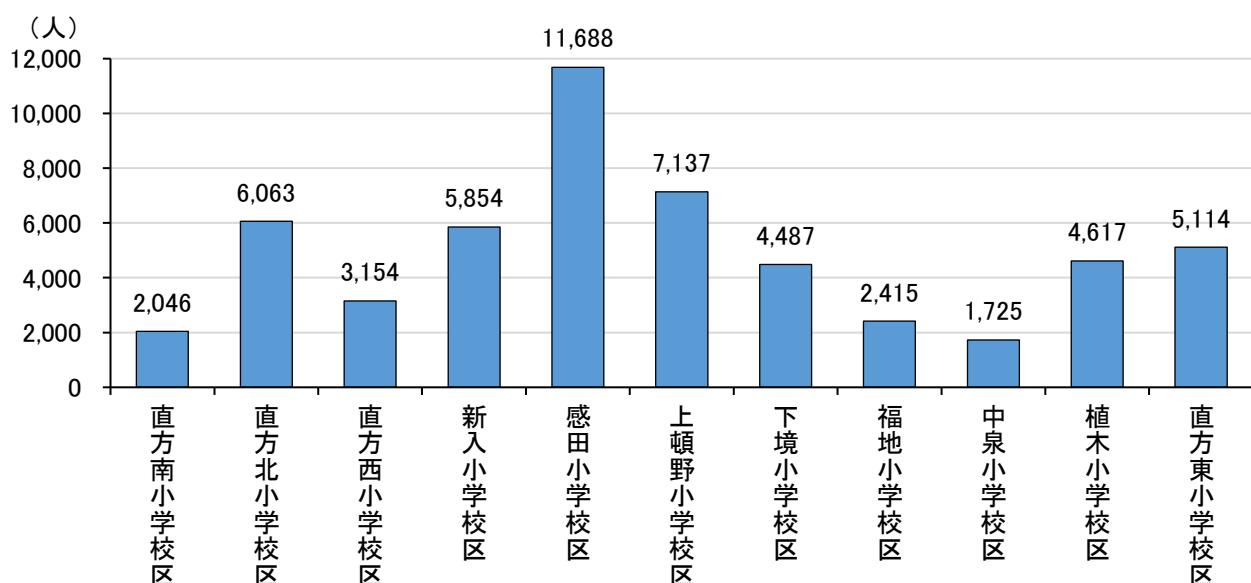
資料:統計直方(各年3月末)

②校区別人口・校区別年齢3区分人口割合

本市の令和7年6月20日現在の校区別人口をみると、感田小学校区が11,688人と最も多く、中泉小学校区が1,725人と最も少なくなっています。

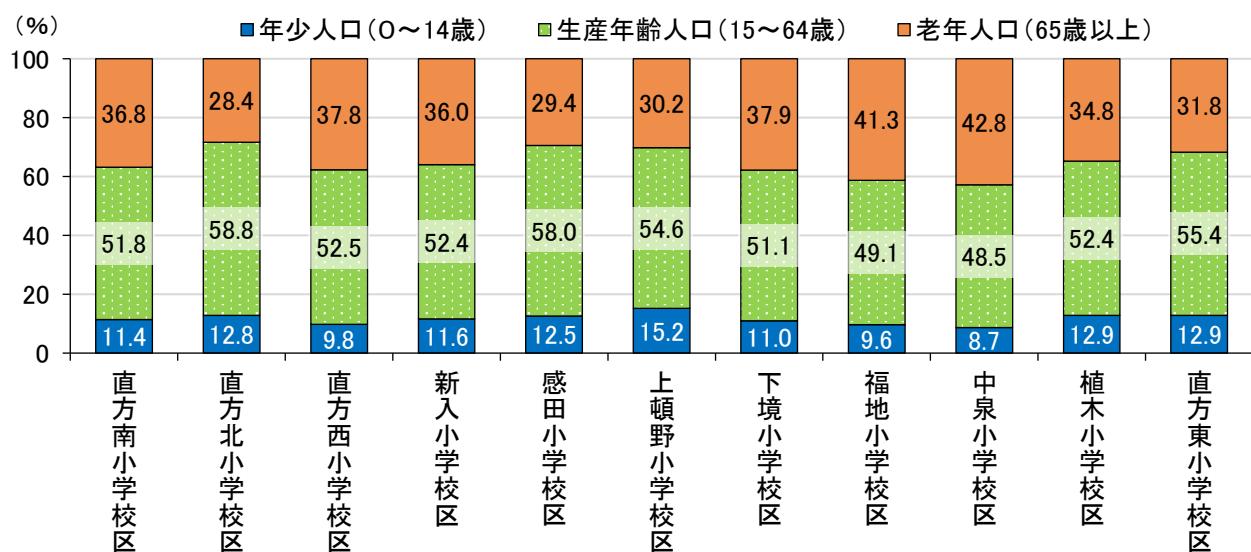
校区別年齢3区分別人口をみると、年少人口割合は上頓野小学校区が15.2%と最も高く、生産年齢人口割合は直方北小学校区が58.8%と最も高くなっています。老人人口割合については、中泉小学校区が42.8%と最も高くなっています。

校区別人口(直方市)



資料:住民基本台帳(令和7年6月20日現在)

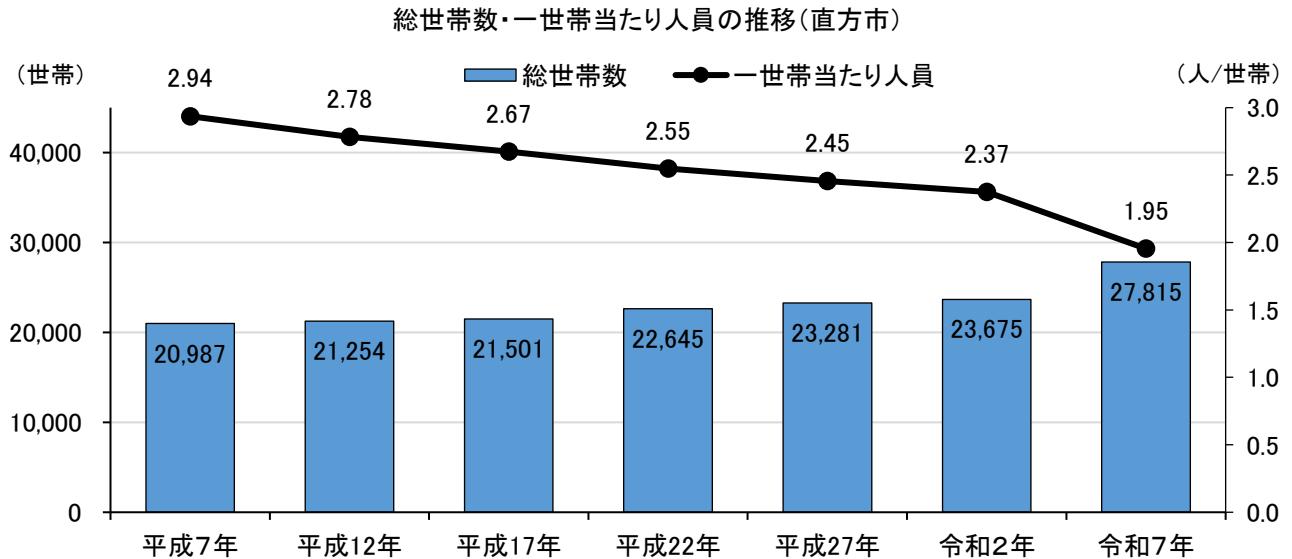
校区別年齢3区分人口割合(直方市)



資料:住民基本台帳(令和7年6月20日現在)

③総世帯数と一世帯当たり人員

本市の平成7年以降の総世帯数は、平成7年の 20,987 世帯から増加傾向で推移しており、令和7年には 27,815 世帯となっています。一方で、一世帯当たり人員は減少傾向で推移しており、平成7年の 2.94 人から令和7年には 1.95 人となっています。



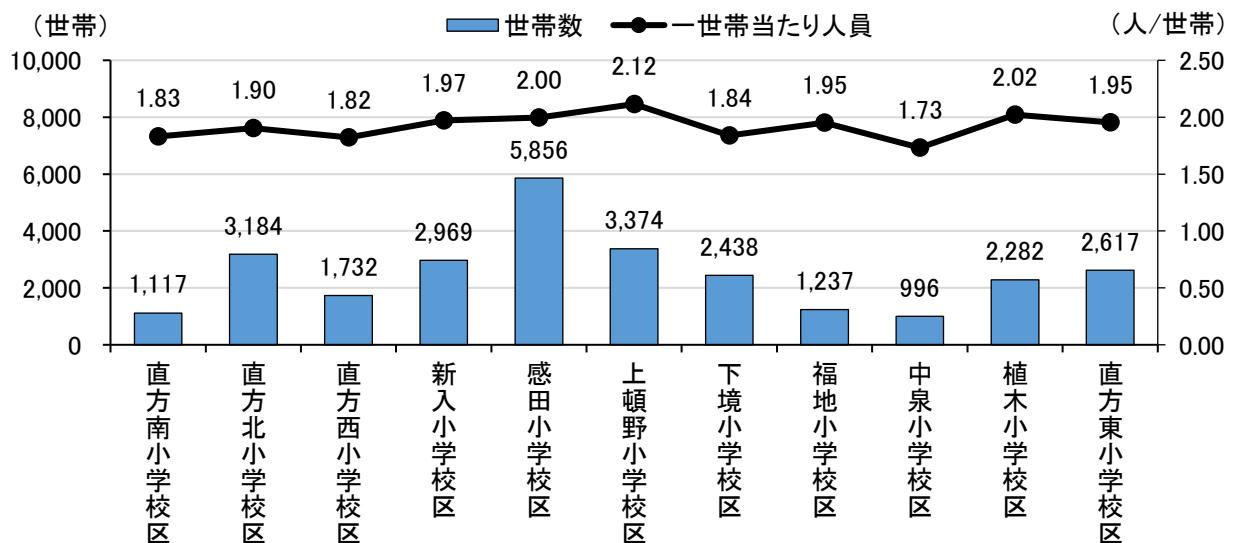
資料:令和2年までは国勢調査(10月1日現在)、令和7年は住民基本台帳(6月末現在)

④校区別世帯数・校区別一世帯当たり人員

本市の令和7年6月 20 日現在の校区別世帯数をみると、校区別人口と同様に感田小学校区が 5,856 世帯と最も多く、中泉小学校区が 996 世帯と最も少なくなっています。

校区別一世帯当たり人員は、上頓野小学校区(2.12 人)、植木小学校区(2.02 人)、感田小学校区(2.00 人)等で多く、直方西小学校区(1.82 人)、中泉小学校区(1.73 人)等で少なくなっています。

校区別世帯数・校区別1世帯当たり人員の推移(直方市)



資料:住民基本台帳(令和7年6月 20 日現在)

⑤行政地区別人口

本市の行政地区別世帯数と人口をみると、世帯数・人口ともに「大字感田」が最多く、次いで「大字頓野」となっています。「大字感田」の世帯数は全体の 20.8%、人口は全体の 21.0%を占めています。

行政区別人口・世帯数(直方市・令和7年4月末)

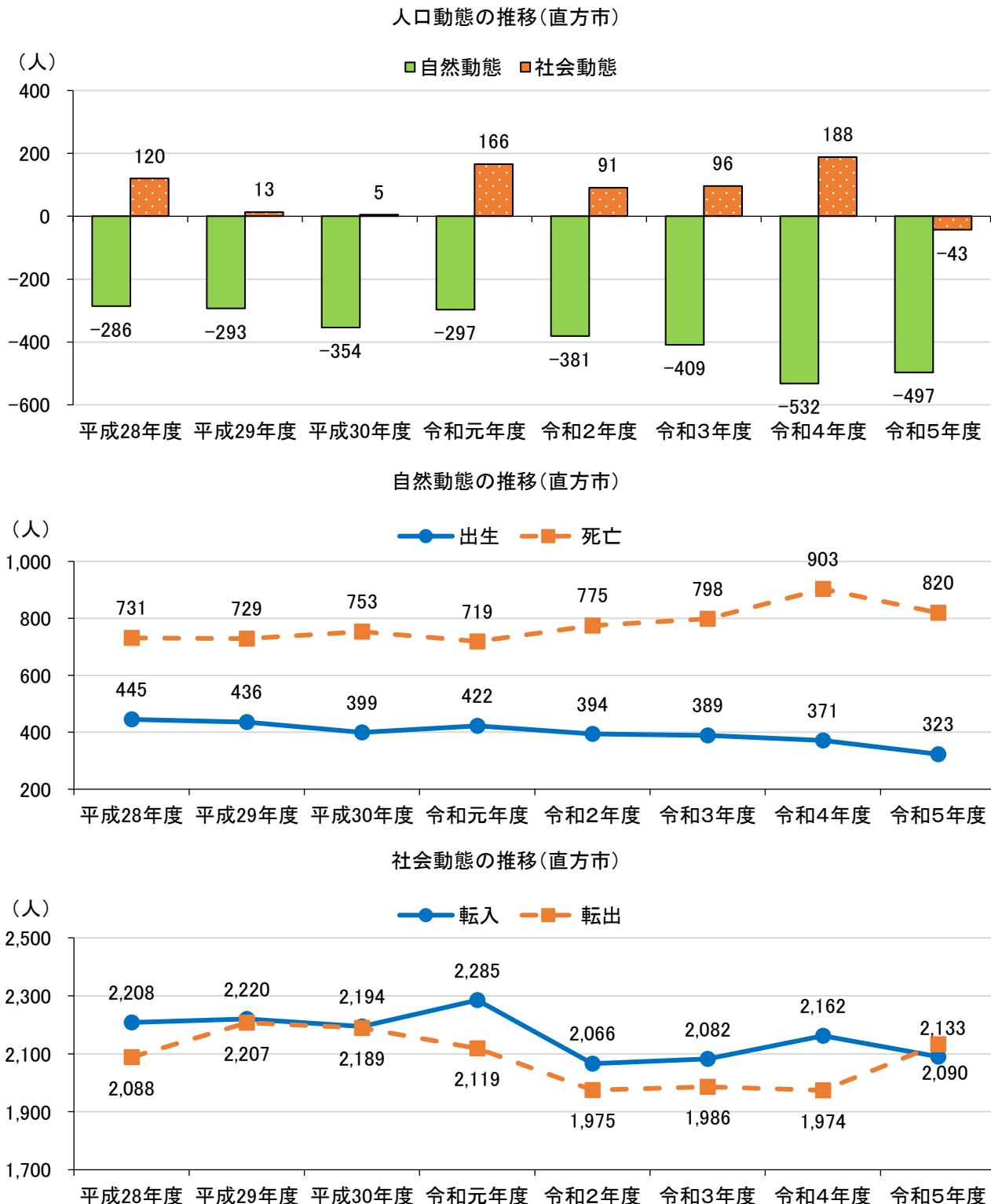
行政地区名	世帯数計	人口			構成比	
		男	女	合計	世帯(%)	人口(%)
丸山町	36	38	39	77	0.1	0.1
新町1丁目	115	109	119	228	0.4	0.4
新町2丁目	63	50	60	110	0.2	0.2
新町3丁目	151	155	148	303	0.5	0.6
殿町	205	183	210	393	0.7	0.7
古町	351	301	362	663	1.3	1.2
津田町	146	107	124	231	0.5	0.4
大字直方	360	312	373	685	1.3	1.3
須崎町	348	286	364	650	1.2	1.2
日吉町	180	151	194	345	0.6	0.6
神正町	223	210	234	444	0.8	0.8
知古1丁目	124	114	132	246	0.4	0.5
知古2丁目	222	213	221	434	0.8	0.8
知古3丁目	155	190	181	371	0.6	0.7
大字知古	458	430	490	920	1.6	1.7
新知町	252	238	228	466	0.9	0.9
溝堀1丁目	144	108	128	236	0.5	0.4
溝堀2丁目	89	79	76	155	0.3	0.3
溝堀3丁目	150	114	140	254	0.5	0.5
大字山部	1,605	1,399	1,533	2,932	5.8	5.4
大字上新入	1,679	1,624	1,794	3,418	6.0	6.3
大字下新入	1,545	1,353	1,489	2,842	5.5	5.2
大字植木	2,313	2,185	2,487	4,672	8.3	8.6
大字感田	5,801	5,509	5,947	11,456	20.8	21.0
大字頓野	4,440	4,199	4,814	9,013	15.9	16.5
大字上頓野	1,531	1,570	1,657	3,227	5.5	5.9
大字畠	112	115	120	235	0.4	0.4
大字永満寺	452	391	438	829	1.6	1.5
大字上境	698	672	751	1,423	2.5	2.6
大字下境	2,160	1,872	2,058	3,930	7.8	7.2
大字赤地	296	257	295	552	1.1	1.0
大字中泉	947	776	873	1,649	3.4	3.0
大字金田屋敷	25	27	25	52	0.1	0.1
湯野原1丁目	231	324	318	642	0.8	1.2
湯野原2丁目	238	196	210	406	0.9	0.7
総合計	27,845	25,857	28,632	54,489	—	—

資料:直方市 HP 直方市の人口と世帯数(令和7年4月末)

(2) 人口動態

①自然動態・社会動態

本市の平成28年度以降の人口動態をみると、出生と死亡による自然動態では、すべての年で死亡数が出生数を上回っています。社会動態をみると、令和4年度までは転入が転出を上回っていましたが、令和5年度は転出が転入を上回っています。



資料:直方市 HP 統計直方

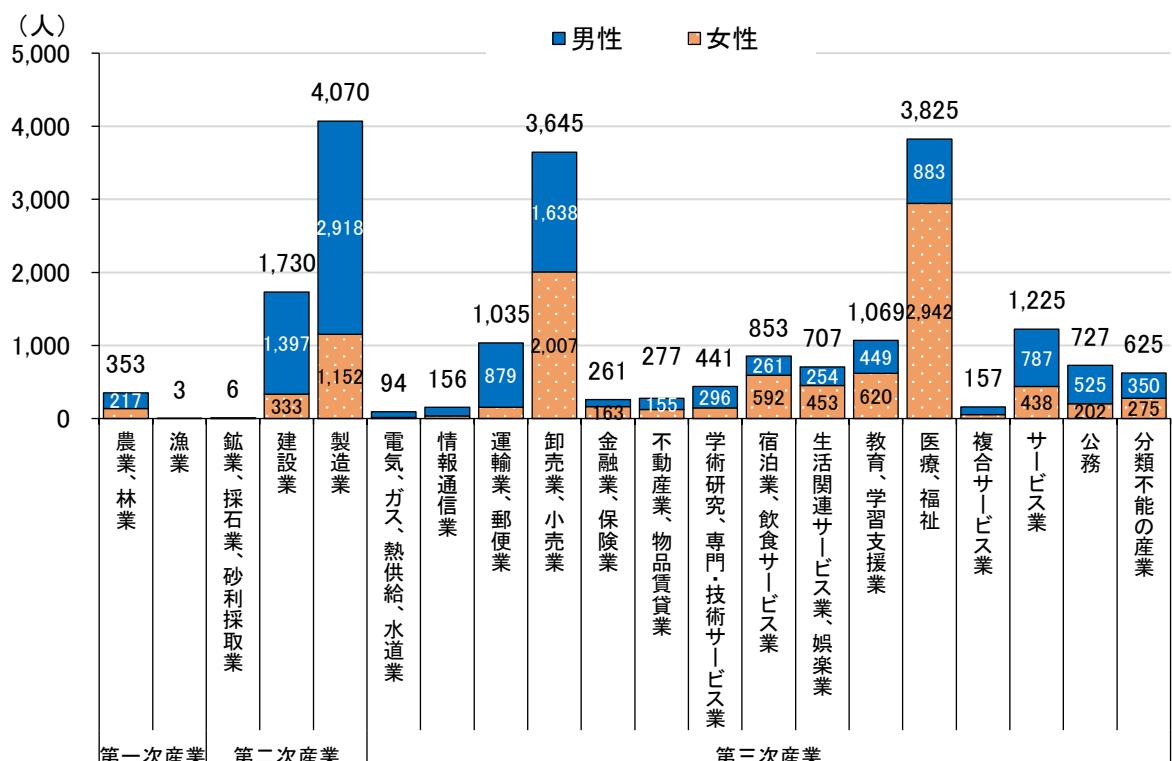
(3) 就業の状況

①業種別男女別就業者数・割合

本市の令和2年の就業状況をみると、「製造業」に携わる人が4,070人と最も多く、次いで「医療、福祉」の3,825人、「卸売業、小売業」の3,645人となっています。

産業・業種別の男女比をみると、第一次産業と第二次産業では男性の割合が高く、第三次産業では女性の割合が高くなっています。第三次産業では、男性が「運輸業、郵便業」で84.9%、「電気、ガス、熱供給、水道業」で83.0%、「情報通信業」で76.9%を占めています。女性では、「医療、福祉」で76.9%、「宿泊業、飲食サービス業」で69.4%、「生活関連サービス業、娯楽業」で64.1%を占めています。

業種別男女別就業者数(直方市・令和2年)



資料:国勢調査

業種別男女別就業者割合(直方市・令和2年)

業種	就業者数(人)			構成比(%)	
	総数	男性	女性	男性	女性
	21,259	11,415	9,844	53.7	46.3
第一次産業	356	220	136	61.8	38.2
農業、林業	353	217	136	61.5	38.5
漁業	3	3	0	100.0	0.0
第二次産業	5,806	4,320	1,486	74.4	25.6
鉱業、採石業、砂利採取業	6	5	1	83.3	16.7
建設業	1,730	1,397	333	80.8	19.2
製造業	4,070	2,918	1,152	71.7	28.3
第三次産業	14,472	6,525	7,947	45.1	54.9
電気、ガス、熱供給、水道業	94	78	16	83.0	17.0
情報通信業	156	120	36	76.9	23.1
運輸業、郵便業	1,035	879	156	84.9	15.1
卸売業、小売業	3,645	1,638	2,007	44.9	55.1
金融業、保険業	261	98	163	37.5	62.5
不動産業、物品賃貸業	277	155	122	56.0	44.0
学術研究、専門・技術サービス業	441	296	145	67.1	32.9
宿泊業、飲食サービス業	853	261	592	30.6	69.4
生活関連サービス業、娯楽業	707	254	453	35.9	64.1
教育、学習支援業	1,069	449	620	42.0	58.0
医療、福祉	3,825	883	2,942	23.1	76.9
複合サービス業	157	102	55	65.0	35.0
サービス業	1,225	787	438	64.2	35.8
公務	727	525	202	72.2	27.8
分類不能の産業	625	350	275	56.0	44.0

資料：国勢調査

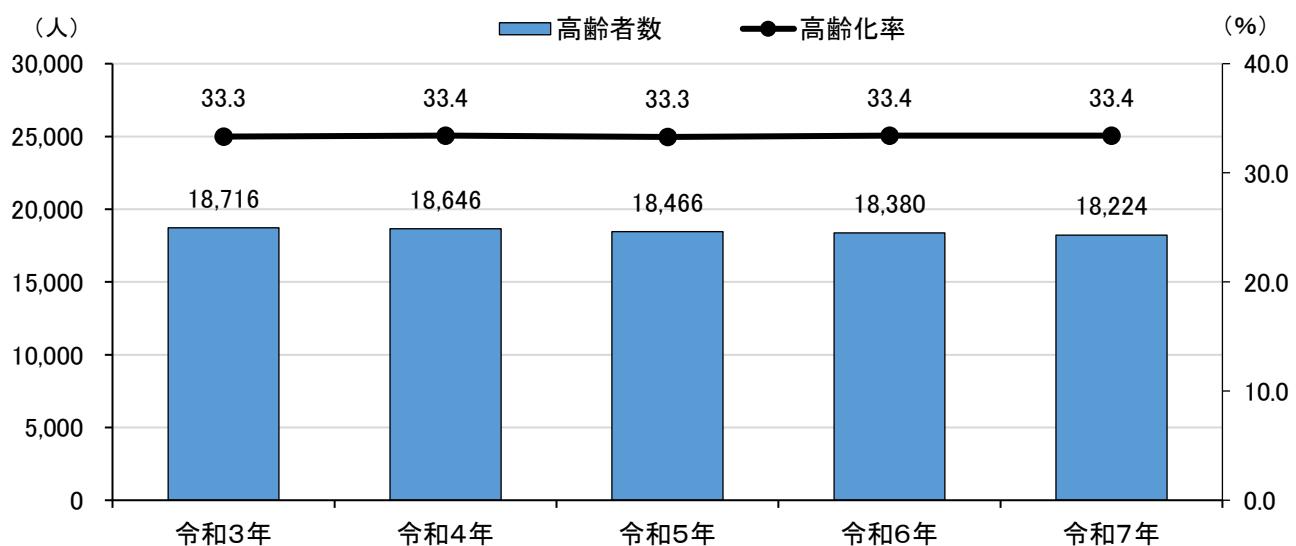
(4) 高齢者の状況

①高齢化の状況

本市の令和3年以降の高齢者人口をみると、令和3年以降減少しており、総人口の減少によるものと考えられます。

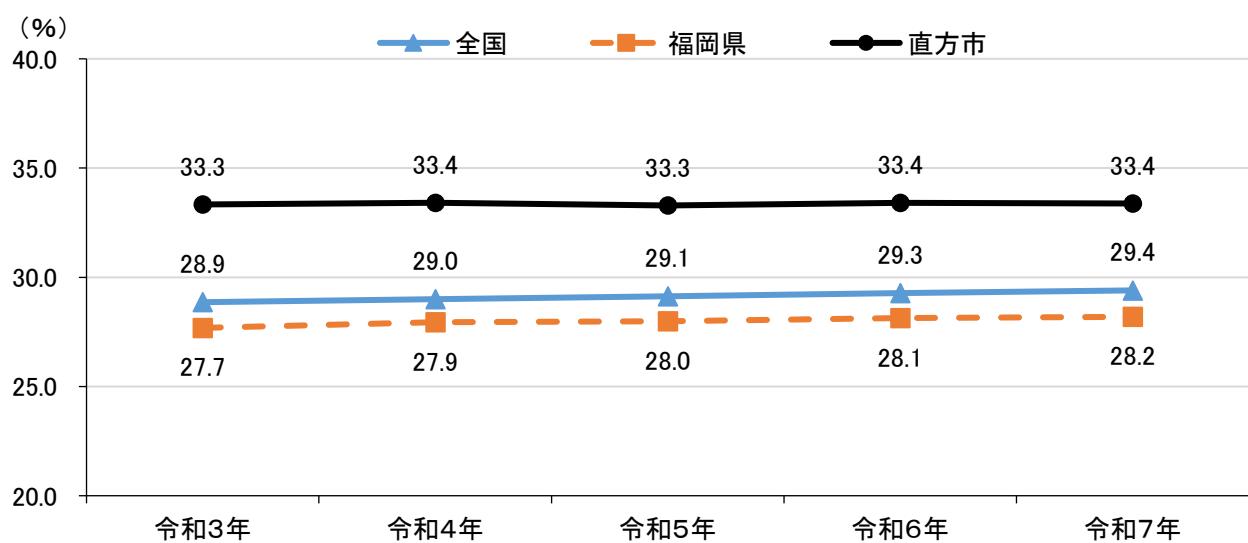
高齢化率をみると、33%程度で横ばいに推移しており、福岡県、全国と比較すると高い割合となっています。

高齢者人口・高齢化率の推移(直方市)



資料:福岡県の高齢者人口及び高齢化率の推移(各年4月1日)

高齢化率の推移(直方市・福岡県・全国比較)



資料:市・県:「福岡県の高齢者人口及び高齢化率の推移(各年4月1日)」

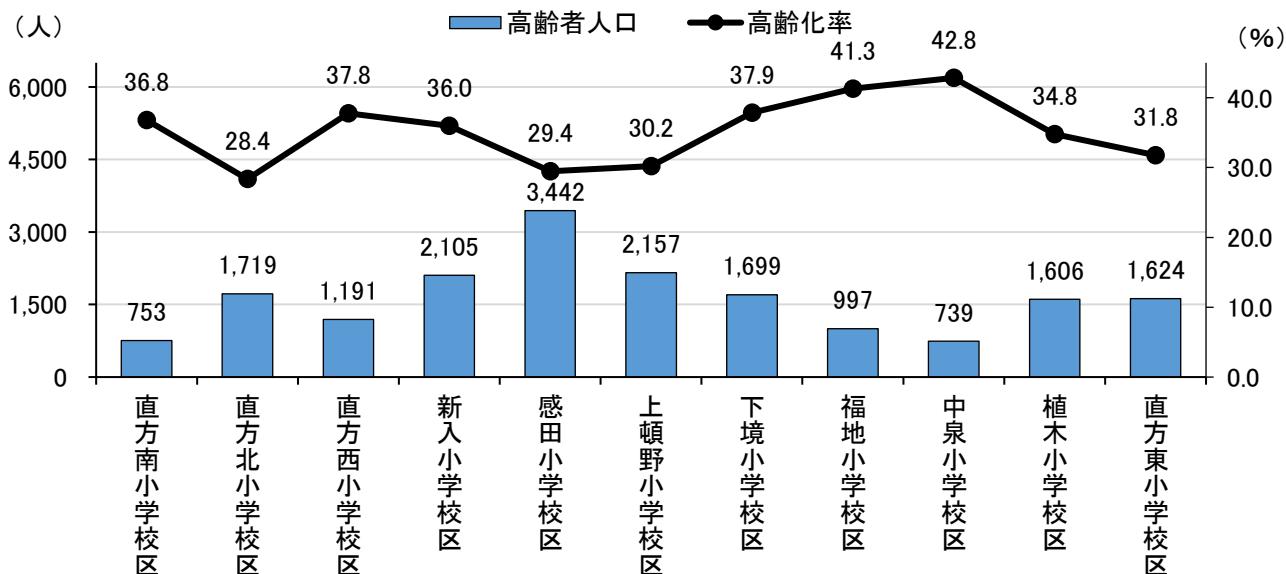
全国:「総務省統計局 人口推計(令和2~6年10月1日、令和7年のみ6月1日時点概算値)」

②校区別高齢者人口・校区別高齢化率

本市の令和7年6月20日現在の校区別高齢者人口をみると、感田小学校校区が3,442人と最も多く、概ね校区別人口規模に比例して高齢者人口も多くなっています。

校区別高齢化率をみると、中泉小学校校区が42.8%と最も高く、次いで福地小学校校区が41.3%となっています。最も低いのは直方北小学校校区で28.4%となっています。

校区別高齢者人口・校区別高齢化率(直方市)

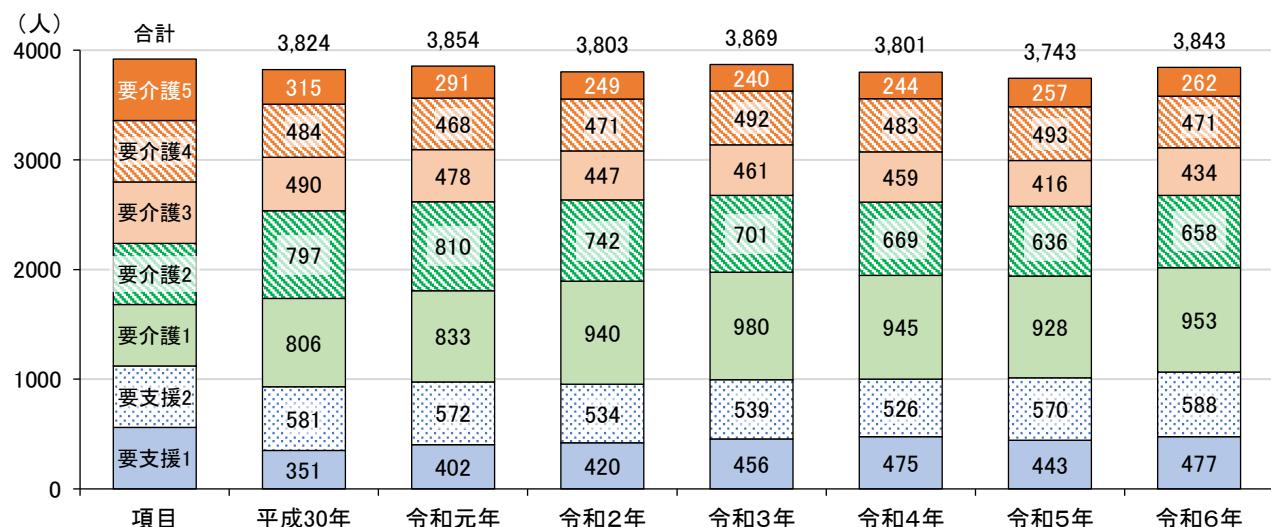


資料:住民基本台帳(令和7年6月20日時点)

③要支援・要介護認定状況

本市の要支援・要介護認定者数をみると、増加と減少を繰り返しながら推移しており、令和6年には3,843人となっています。内訳をみると、いずれの年においても要介護Ⅰの認定者数が最も多く、全体の約21~25%を占めています。

要支援・要介護認定者数の推移(直方市)



資料:介護保険事業状況報告月報(各年9月末)

④在宅高齢者世帯の状況

本市の在宅高齢者世帯の状況をみると、高齢者のいる世帯は増加傾向にあり、中でも高齢者単身世帯において大幅な増加がみられます。一般世帯数に占める割合をみると、高齢者単身世帯は、平成17年の11.9%から令和2年には16.9%となっています。

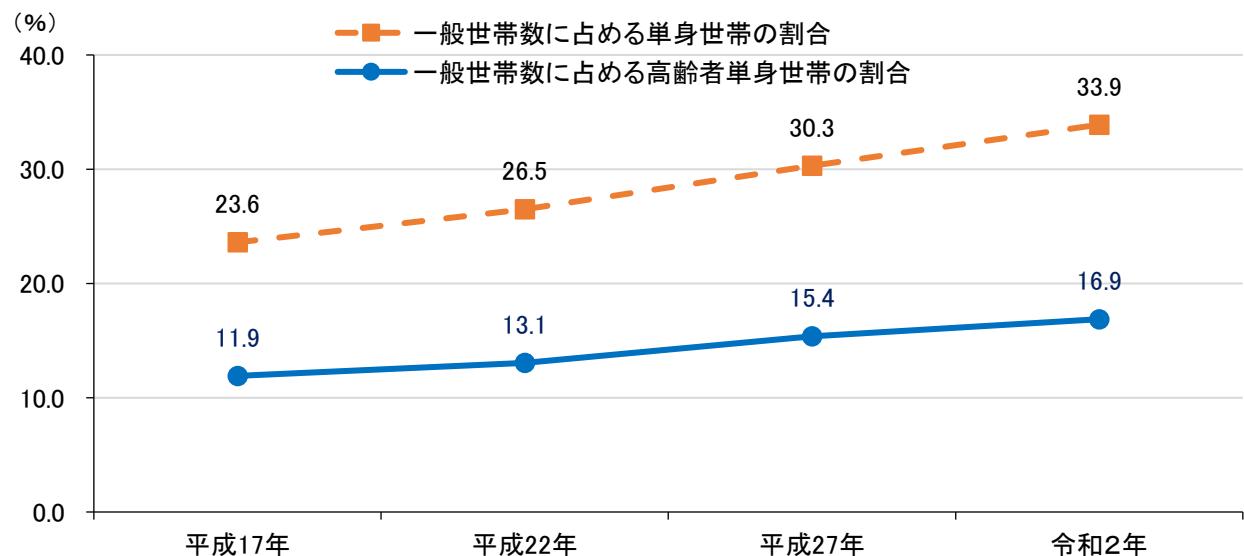
また、一般世帯数に占める単身世帯の割合と高齢者単身世帯の割合をみると、どちらも上昇傾向にあり、単身世帯のうち約半数を高齢者単身世帯が占めています。

在宅高齢者世帯の状況(直方市)

	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
一般世帯数	21,449	22,606	23,217	23,601
高齢者のある世帯数	9,636	10,401	11,451	11,820
	44.9%	46.0%	49.3%	50.1%
高齢者単身世帯	2,555	2,951	3,571	3,982
	11.9%	13.1%	15.4%	16.9%
高齢者夫婦世帯	2,173	2,475	2,799	3,030
	10.1%	10.9%	12.1%	12.8%
高齢者同居世帯	4,908	4,975	5,081	4,808
	22.9%	22.0%	21.9%	20.4%

資料:各年国勢調査(高齢者夫婦世帯:夫と妻ともに65歳以上)

一般世帯数に占める単身者世帯・高齢者単身世帯の割合(直方市)

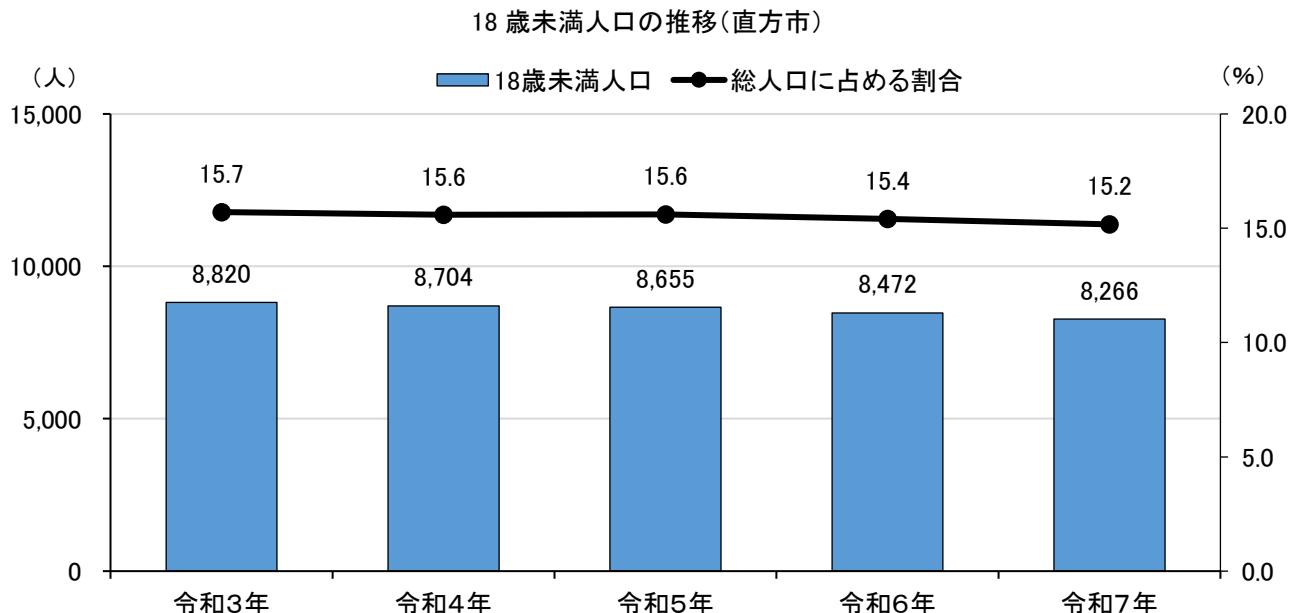


資料:各年国勢調査

(5) 児童の状況

①18歳未満人口の推移

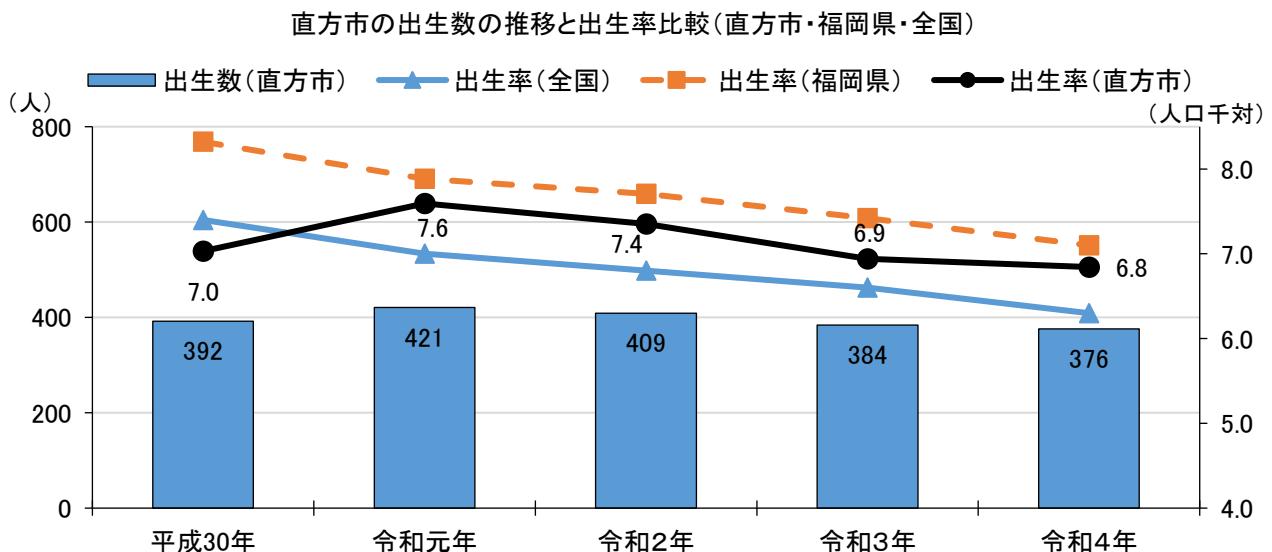
本市の令和3年以降の18歳未満人口は減少傾向にあり、令和7年には8,266人となっています。また、総人口に占める割合をみると、約15%程度で横ばいに推移しています。



資料:直方市HP 直方市の人口と世帯数(各年4月末)

②出生の動向

本市の平成30年以降の出生数をみると、令和元年以降減少傾向にあり、令和4年には376人となっています。出生率も同様の傾向にあり、福岡県、全国と比較すると、令和元年以降は全国より高く、福岡県より低い水準で推移しています。



資料:福岡県人口動態総覧

(6) 障がいのある人の状況

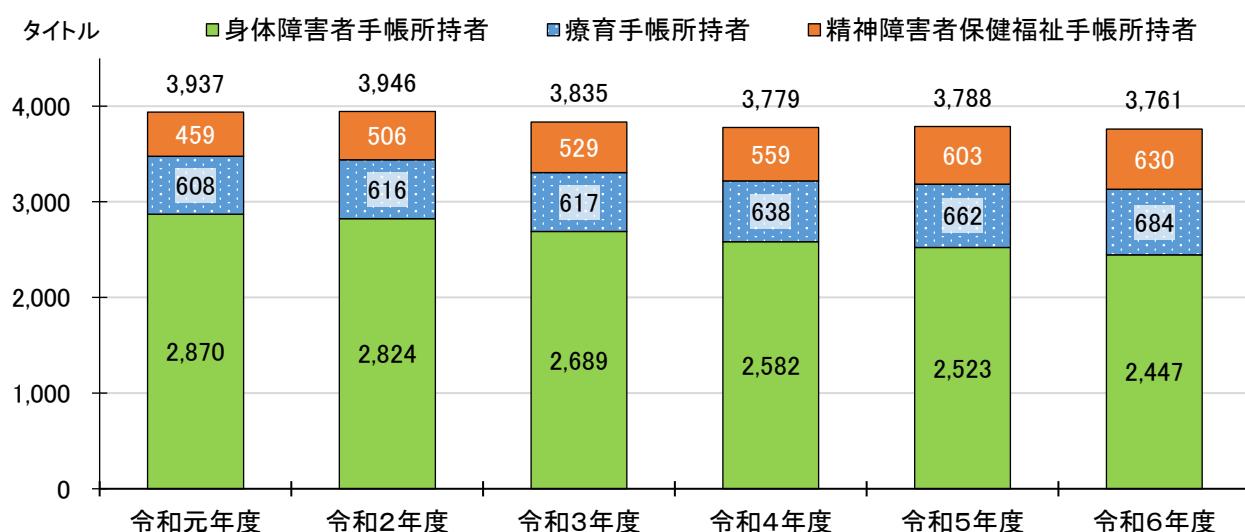
①障害者手帳等所持者数の推移

本市の令和元年度以降の障害者手帳等所持者数についてみると、令和4年度まで減少していましたが、令和5年度にはわずかに増加し、令和6年度再び3,761人に減少しています。

障害者手帳等所持者数の推移の内訳をみると、身体障害者手帳所持者数は減少していますが、療育手帳所持者数と精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向にあります。

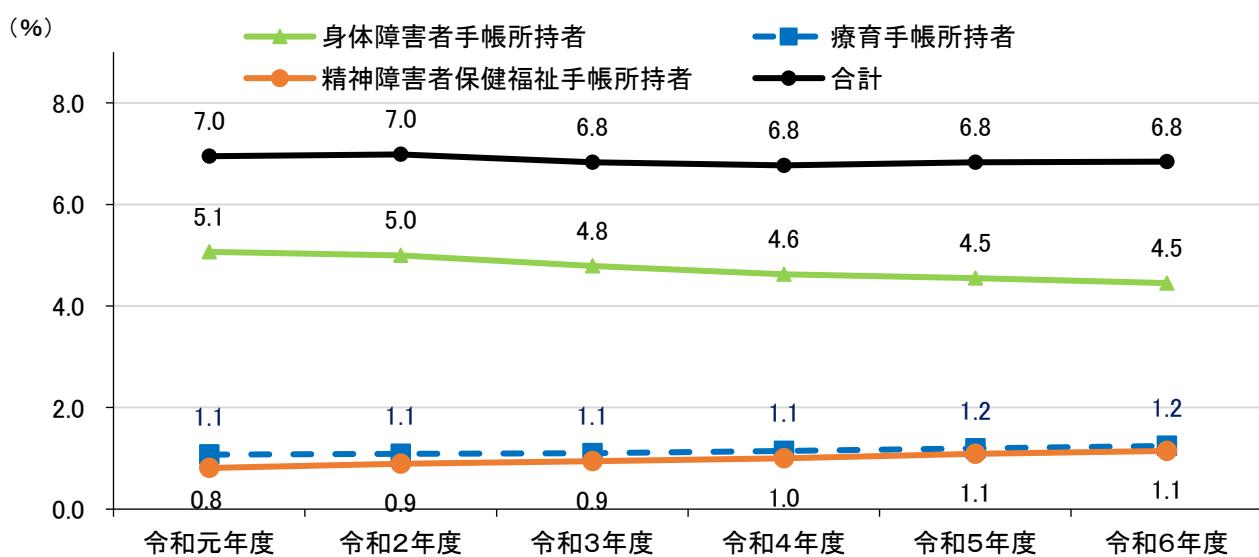
総人口に占める障害者手帳等所持者の割合についても同様の傾向にあり、令和6年度では全体の6.8%が所持しています。

障害者手帳等所持者数の推移(直方市)



資料:統計直方 令和6年版(各年度末)

総人口に占める障害者手帳等所持者の割合(直方市)



資料:統計直方 令和6年版(各年度末)

(7) 支援が必要な人の状況

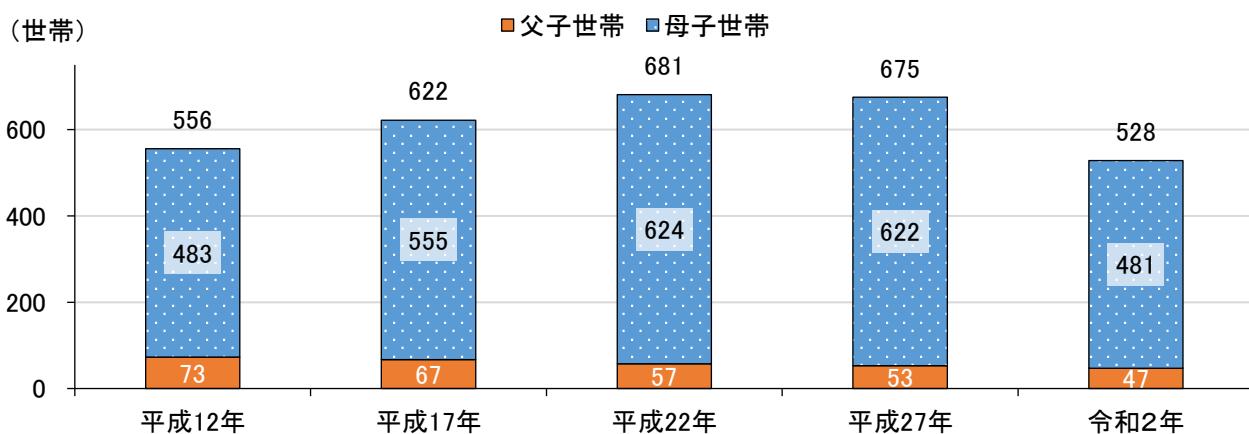
①ひとり親世帯の状況

本市の平成12年以降の母子・父子世帯数の推移をみると、平成22年までは増加傾向にありました。令和2年には減少し528世帯となっています。内訳をみると、父子世帯数は、増加と減少を繰り返しながら推移しており、母子世帯数は総数と同様の傾向にあり、令和2年に減少しています。

また、本市の令和2年の6歳未満世帯員のいる一般世帯数に占めるひとり親世帯の割合は4.9%、12歳未満世帯員のいる一般世帯数に占めるひとり親の割合は7.8%となっています。

この割合は、筑豊地域の他市と比較すると最も低くなっていますが、福岡県、全国より高い水準となっています。

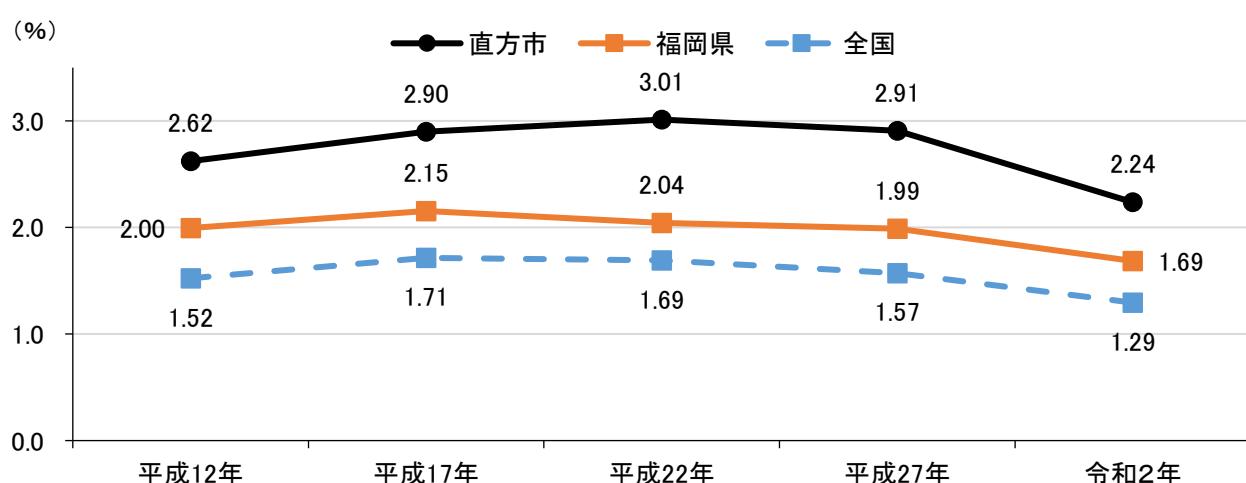
母子・父子世帯数の推移(直方市)



※ 母子世帯・父子世帯とは、未婚、死別又は離別の女親もしくは男親と、その未婚の20歳未満の子どものみから成る一般世帯(他の世帯員がいないもの)をいう。

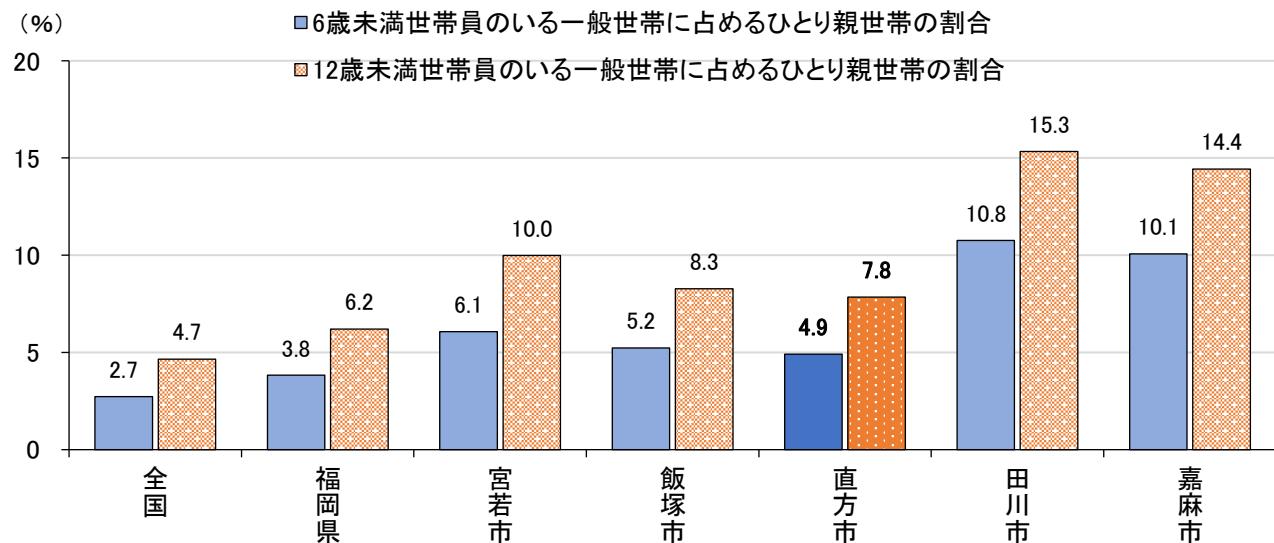
資料：各年国勢調査

一般世帯数に占めるひとり親世帯割合の推移(全国・福岡県との比較)



資料：各年国勢調査

6歳未満・12歳未満世帯員のいる一般世帯に占めるひとり親世帯の割合比較
(令和2年・全国、福岡県、筑豊地域の市)

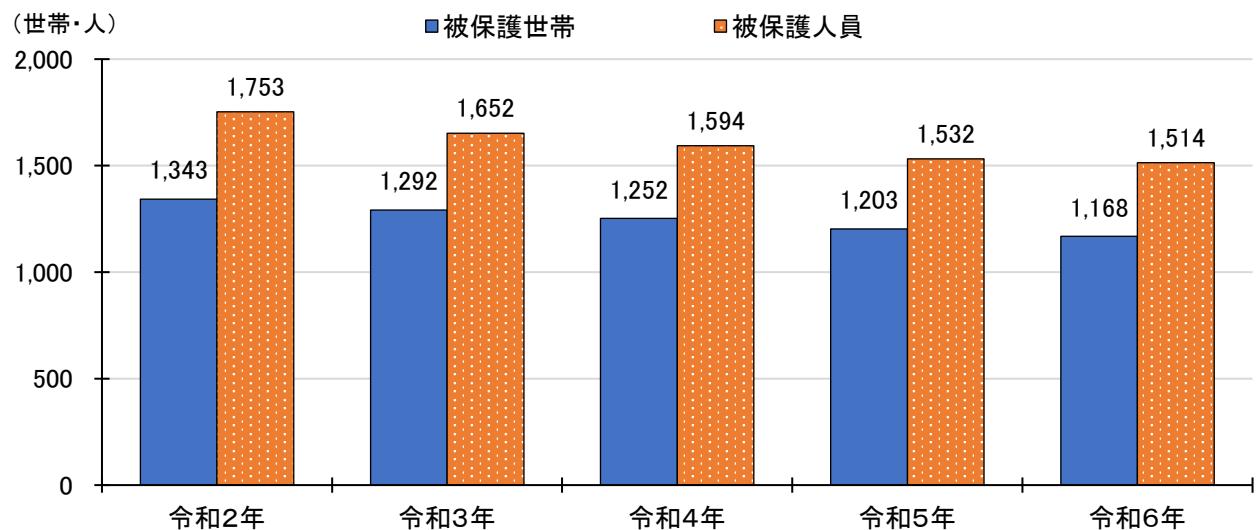


資料：国勢調査

②生活保護の状況

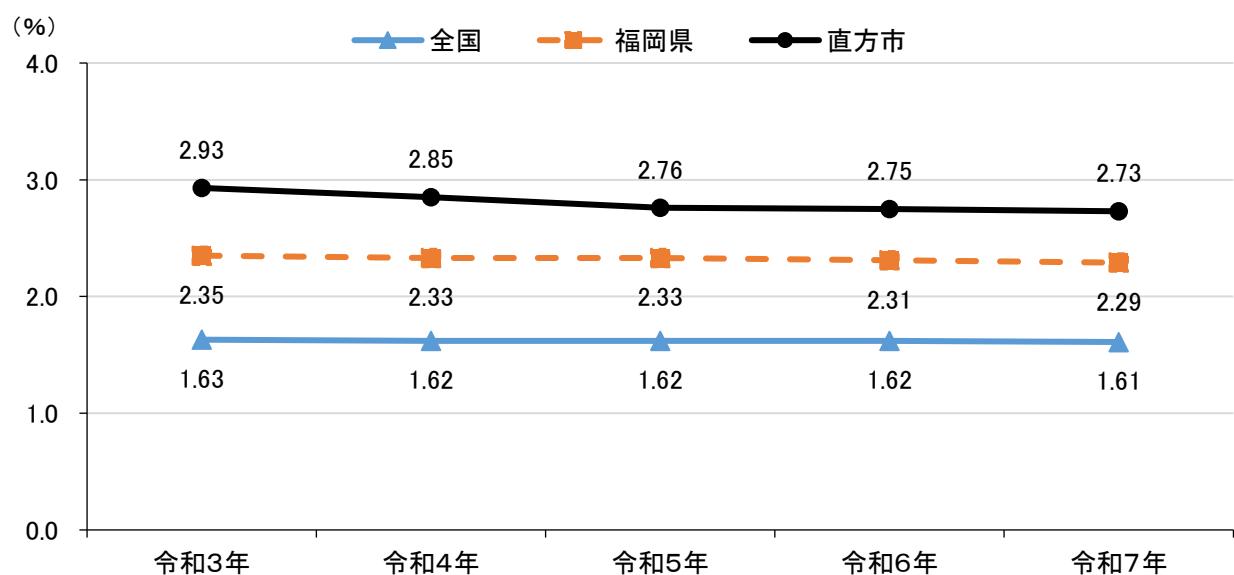
本市の令和3年以降の生活保護被保護世帯数と被保護人員は減少傾向にあり、生活保護率も同様の傾向で推移しています。生活保護率については、いずれの年も福岡県と全国より高い水準となっています。

生活保護被保護世帯数・被保護人員の推移(直方市)



資料:福岡県 HP 生活保護速報(各年4月)

生活保護率の推移と比較(直方市、福岡県、全国)



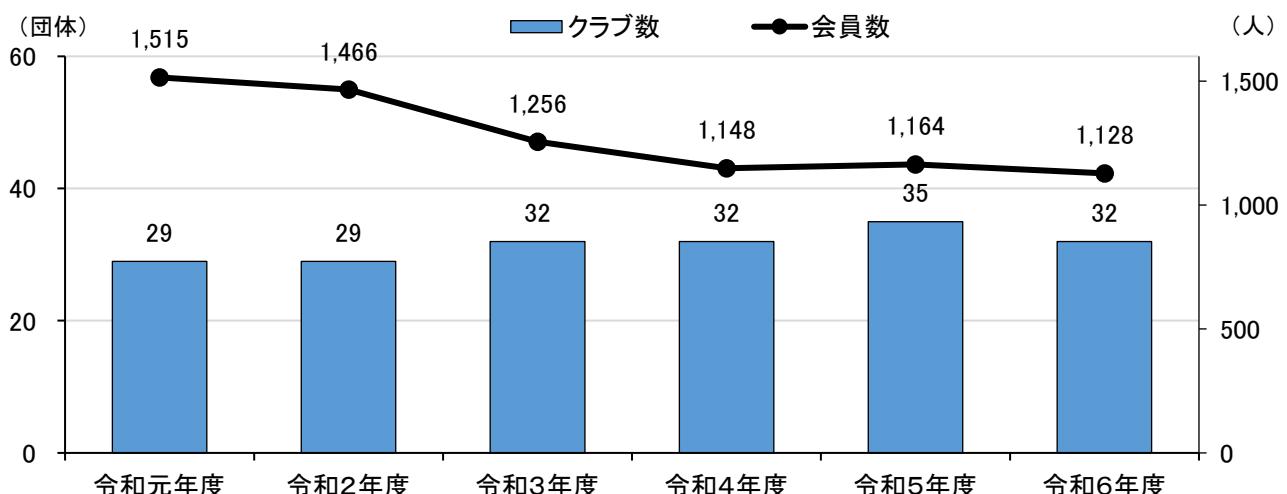
資料:福岡県 HP 生活保護速報(各年4月)

(8) 地域の福祉資源の状況

①シニアクラブの状況

本市の令和元年度以降のシニアクラブの状況についてみると、クラブ数は令和6年度に32団体と令和元年度から3団体増えています。一方、会員数は減少傾向で推移しています。

シニアクラブ数・会員数の推移

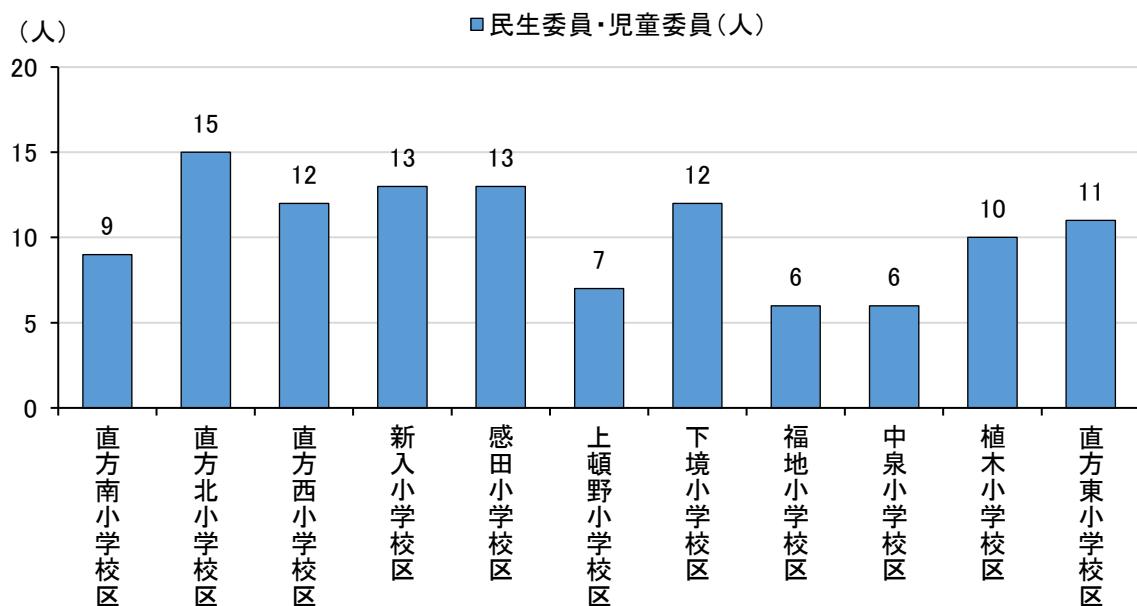


資料:主要施策の成果説明書

②校区別民生委員・児童委員

令和7年現在の校区別民生委員・児童委員は直方北小学校区(15人)が最も多く、次いで新入小学校区(13人)、感田小学校区(13人)、直方西小学校区(12人)、下境小学校区(12人)となっています。

校区別民生委員・児童委員数



資料:主要施策の成果説明書

2 市民意識の把握

(Ⅰ) 市民意識の分析方法

①目的

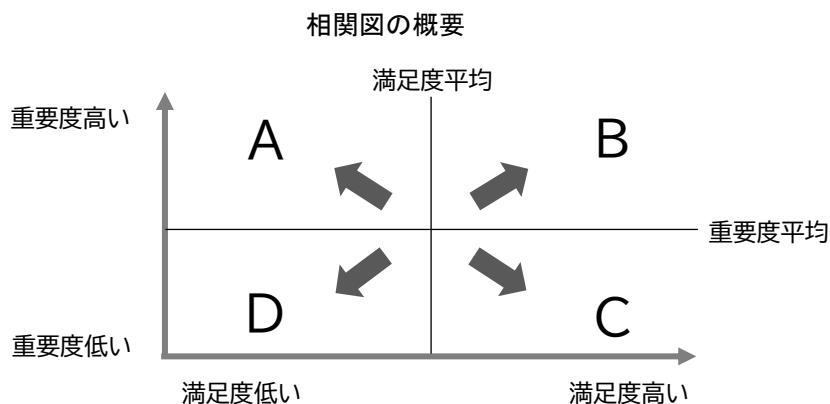
福祉に関する市民意識の把握は、本市の基本的なまちづくりの方向性を示す「第6次直方市総合計画」の改訂にあたって、実施した市民意識調査結果を基に、本計画の各施策展開のための基礎資料とすることを目的として分析しました。

②調査の概要(第6次直方市総合計画改定に係る市民意識調査)

項目	内 容	
調査対象	18歳以上の市民(住民基本台帳による無作為抽出)	
調査方法	郵送配布、郵送回収、web回答	
調査時期	令和6年(2024年)8月～9月	
回収結果	発送数：2,000件 有効回収数：775件	回収数：778件 有効回収率：38.8%

③満足度と重要度の相関図による分析

満足度と重要度それぞれの加重平均値をもとに、縦軸に重要度、横軸に満足度を設定し、33の施策を散布図上に示したものが相関図です。縦軸に重要度、横軸に満足度をとり、各々の平均を示す点から左上(A)、右上(B)、右下(C)、左下(D)の4方向に進むに従い、以下のような傾向を示しています。



A…重要度が高く、満足度が低い(重点化・見直し領域)

施策の重点化や抜本的な見直しなども含め、満足度を高める必要のある領域

B…重要度、満足度ともに高い(現状維持領域)

現時点での満足度の水準を維持していくとともに、費用対効果を高めるための改善が必要な領域

C…重要度が低く、満足度が高い(現状維持・見直し領域)

満足度の水準を維持していくか、あるいは施策のあり方を含めて見直すべき必要のある領域

D…重要度、満足度ともに低い(改善・見直し領域)

施策の目的やニーズを再確認するとともに、施策のあり方や進め方そのものを改めて見直す必要のある領域

(2) 施策ごとの評価（抜粋）

①子育て支援の充実

施策内容	妊娠期から子育て期にわたる支援、保育環境の整備、幼児教育や保育機会の確保・質の向上等の取組		
主な事業	○待機児童対策 ○保育所等の第2子無料化 ○産後ケア事業 ○乳児家庭全戸訪問	○乳幼児健康診査 ○子育て短期支援事業(ショートステイ) ○病児保育事業 ○子育てサロン 等	
満足度評価	0.04(33 施策中 17 位)	重要度評価	1.26(33 施策中 12 位)
散布図象限	B	重要度、満足度ともに高い(現状維持領域)	

【評価傾向と不満の理由】

満足度は中程度で重要度は高く、現状の水準を維持していくことが必要な領域(B)に位置します。

不満の理由としては、「仕事と育児の両立のための育児支援が不十分」が 40.1%と最も高く、次いで「保育サービスが不十分(保育・幼児教育・学童)」25.4%となっています。

②健康づくりの推進

施策内容	健康づくりに対する啓発と健康づくり組織への支援、検(健)診受診率と予防接種の接種率の向上等の取組		
主な事業	○健康診査(基本健診)、がん検診 ○健康教育事業 ○健康相談事業	○高齢者予防接種事業 ○健康ポイント事業 等	
満足度評価	0.52(33 施策中 2位)	重要度評価	1.37(33 施策中 8位)
散布図象限	B	重要度、満足度ともに高い(現状維持領域)	

【評価傾向と不満の理由】

満足度、重要度ともに高く、現状の水準を維持していくことが必要な領域(B)に位置します。

不満の理由としては、「各種検(健)診の内容・場所・回数等が不十分」が 32.5%と最も高く、次いで「相談・検(健)診等の実施日や申し込み方法がわかりにくい」が 22.0%、「地域の健康づくり組織の活動が不十分」が 20.3%となっています。

③高齢者福祉の充実

施策内容	高齢者が安心して暮らせる体制、地域包括ケアシステムの推進等の取組		
主な事業	○おがた元気ポイント事業 ○配食サービス事業 ○緊急通報装置貸与事業	○高齢者総合相談事業 ○地域介護予防活動支援事業 ○就労支援事業 等	
満足度評価	0.01(33 施策中 21 位)	重要度評価	1.27(33 施策中 11 位)
散布図象限	A	重要度が高く、満足度が低い(重点化・見直し領域)	

【評価傾向と不満の理由】

満足度は中程度で重要度は高く、重点化・見直しの領域(A)に位置しています。

不満の理由としては、「介護予防や生活支援の取組が不十分」が 36.8%と最も高く、次いで「高齢者の生活相談や権利擁護の取組が不十分」が 25.0%、「生きがいづくりや社会参加への取組が不十分」が 19.8%となっています。

④障がい者福祉の充実

施策内容	障がい者に対する「地域生活支援・雇用就業の推進」等の取組		
主な事業	○地域生活支援拠点事業(体験の機会・場の提供・緊急受入れ 等) ○障がい者相談支援事業 ○訪問入浴サービス事業 ○就労定着支援事業	○就労継続支援(A型・B型)事業 ○自動車改造費助成事業 ○自動車運転免許取得事業 等	
満足度評価	0.06(33 施策中 14 位)	重要度評価	1.20(33 施策中 14 位)
散布図象限	B	重要度、満足度ともに高い(現状維持領域)	

【評価傾向と不満の理由】

満足度は中程度で重要度は高く、現状の水準を維持していくことが必要な領域(B)に位置します。

不満の理由としては、「市民の障がい者に対する理解や、障がい者との交流が不十分」が 27.4%と最も高く、次いで「施設や道路等のバリアフリーの取組が不十分」が 24.8%、「障がい者の医療・福祉サービスなどが不十分」が 23.9%となっています。

⑤交通安全・防犯活動の推進

施策内容	交通安全意識の啓発、地域の防犯活動の支援等の取組		
主な事業	○防犯灯設置事業 ○交通安全対策事業 ○高齢者運転免許証自主返納支援事業 等		
満足度評価	0.07(33 施策中 13 位)	重要度評価	1.44(33 施策中 5 位)
散布図象限	B	重要度、満足度ともに高い(現状維持領域)	

【評価傾向と不満の理由】

満足度は中程度で重要度は高く、現状の水準を維持していくことが必要な領域(B)に位置します。

不満の理由としては、「交通安全や防犯の啓発活動が不十分」が 33.1%と最も高く、次いで「交通安全施設の設置が不十分」が 29.3%、「地域での取組が不十分」23.0%となっています。

⑥消防・救急体制の充実

施策内容	消防力・救急・救助体制の充実、防火安全対策の推進等の取組		
主な事業	○救急車適正利用に向けた啓発事業 ○応急手当、救急安心カード促進事業 等		
満足度評価	0.49(33 施策中3位)	重要度評価	1.56(33 施策中2位)
散布図象限	B	重要度、満足度ともに高い(現状維持領域)	

【評価傾向と不満の理由】

満足度、重要度ともに高く、現状の水準を維持していくことが必要な領域(B)に位置します。

不満の理由としては、「全般的な災害対応等が不十分」が 40.9%と突出して高く、次いで「適正かつ的確な救急活動等、救急体制が不十分」が 29.6%となっています。

⑦自然災害対策の強化

施策内容	自主防災組織の設立支援、緊急時の情報手段の拡充、避難所整備等の取組		
主な事業	○防災体制整備事業 ○自主防災組織設立支援 (自治区公民館単位での防災組織設立に向けた資機材等の支援) ○災害時情報共有プラットフォーム(災害情報をリアルタイムに公開) 等		
満足度評価	0.10(33 施策中 11 位)	重要度評価	1.57(33 施策中 1 位)
散布図象限	B	重要度、満足度ともに高い(現状維持領域)	

【評価傾向と不満の理由】

満足度、重要度ともに高く、現状の水準を維持していくことが必要な領域(B)に位置します。不満の理由としては、「浸水地域に対する避難所整備が不十分」が 31.1%と最も高く、次いで「高齢者や障がい者などへの災害時の対応が不十分」が 24.1%、「防災に対する市民への啓発活動が不十分」が 22.8%となっています。

⑧社会福祉と公的支援

施策内容	生活困窮者の自立支援、子育て中の世帯への経済的支援と相談、市営住宅の安定供給等の取組		
主な事業	○児童手当・児童扶養手当支給事業 ○出産・子育て応援給付金事業 ○高等職業訓練促進給付金		
満足度評価	0.03(33 施策中 19 位)	重要度評価	1.12(33 施策中 15 位)
散布図象限	B	重要度、満足度ともに高い(現状維持領域)	

【評価傾向と不満の理由】

満足度、重要度ともに中程度で、現状の水準を維持していくことが必要な領域(B)に位置します。不満の理由としては、「生活支援に関する情報提供が不十分」が 34.1%と突出して高く、次いで「子どもの貧困対策が不十分」と「生活困窮者への支援が不十分」が 21.0%となっています。

⑨地域づくりの推進

施策内容	市民と行政との協働のしくみづくり、ボランティア団体間のネットワークづくり、地域づくりに関する講座等の取組		
主な事業	○自治会等の活動支援 ○民生委員・児童委員協議会事業 ○市民活動(縁(ゆかり)ネット情報発信等)事業		
満足度評価	0.05(33 施策中 15 位)	重要度評価	0.70(33 施策中 31 位)
散布図象限	C	重要度が低く、満足度が高い(現状維持・見直し領域)	

【評価傾向と不満の理由】

満足度は中程度で、重要度が低く、現状維持・見直しの領域(C)に位置します。

不満の理由としては、「市民と行政の協働についての仕組みづくりや情報発信が不十分」の割合が 35.8%と最も高く、次いで「自治会等基礎的コミュニティへの支援が不十分」が 25.2%、「地域づくりの講座等が充実していない」が 10.6%となっています。

⑩人権尊重の教育・啓発の推進

施策内容	市民一人ひとりの人権が尊重される地域社会の実現に向けた人権教育、福祉教育・啓発の推進、外国人との共生等の取組		
主な事業	○啓発パンフレットの配布 ○人権週間啓発活動の実施 ○日本語教室(技能実習生等への日本語教育) ○外国人支援協議会(地域住民との交流促進を支援) 等		
満足度評価	0.16(33 施策中 6 位)	重要度評価	0.76(33 施策中 29 位)
散布図象限	C	重要度が低く、満足度が高い(現状維持・見直し領域)	

【評価傾向と不満の理由】

満足度は高いが、重要度は低く、現状維持・見直しの領域(C)に位置します。

不満の理由としては、「人権に関する啓発活動が不十分」が 25.5%と最も高く、次いで「人権教育の取組が不十分」が 24.5%、「関係機関との連携が不十分」が 18.1%となっています。

⑪交通ネットワークを活かした生活利便性の向上

施策内容	幹線道路や生活道路の整備の促進、新設道路等のバリアフリー化の推進、公共交通の維持・改善等の取組		
主な事業	○道路整備・維持事業 ○コミュニティバスの運行 ○都市計画道路見直し業務 等		
満足度評価	-0.31(33 施策中 32 位)	重要度評価	1.36(33 施策中 9 位)
散布図象限	A	重要度が高く、満足度が低い(重点化・見直し領域)	

【評価傾向と不満の理由】

満足度は低いが重要度は高く、重点化・見直しの領域(A)に位置します。

不満の理由としては、「バスの路線数や運行本数が不十分」が 43.6%と最も高く、次いで「公共交通機関の乗り継ぎが不便」が 20.2%、「道路の修繕・維持管理が不十分」が 17.1%となっています。

3

社会福祉協議会の取組

(Ⅰ) 地域福祉活動推進部門

① 福祉教育・啓発活動

項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
社協だより 点字版・拡大版(墨字版)社 協だより 音訳版社協だより	6、9、12、3月実施 (点字版拡大版 100 部)	7、10、12、3月実施 (点字版拡大版 100 部)	7、10、12、3月実施 (点字版拡大版 100 部) 社協だより増刊号 9、 11、2月配布
ホームページの運営	延べアクセス数:6,466 回 閲覧ページ数:24,991 回	延べアクセス数:6,846 回 閲覧ページ数:31,523 回	延べアクセス数:7,670 回
地域福祉セミナー	1月実施:46名	—	—
よこいと運動会	6月実施:300名	6月実施:323名	6月実施:335名
福祉まつり	10月実施:3,000名 参加団体:63団体 協力団体・企業:67団体 協賛企業:22社、1名	10月実施:3,000名 参加団体:54団体 協力団体・企業:61団体 協賛企業:24社、1名	10月実施:3,000名 参加団体:43団体 協力団体・企業:64団体 協賛企業:23社、1名
福祉もちつき大会	12月実施:1,300名	12月実施:2,000名	12月実施:2,000名
実習生・視察研修等の受け入れ	3名受け入れ	2名受け入れ	3名受け入れ
市内小学校の実施する総合的な学習の時間への協力	7回実施 下境小4年生(1回) 新入小4年生(1回) 植木小1.4.5.6年生(2回) 上頓野小4年生(2回)	7回実施 上頓野小4年生(3回) 新入小4年生(1回) 感田小4年生(2回) 植木小2年生(1回)	9回実施 上頓野小4年生(5回) 直方南小4年生(1回) 植木小2年生(1回) 直方東小5年生(2回)
キャリア教育『夢授業』への参加	1回実施 植木中1年生(1回)	2回実施 新入小6年生(1回) 植木中1年生(1回)	3回実施 植木小6年生(1回) 直方北小6年生(1回) 新入小6年生(1回)
福祉カレンダー寄贈	市内小学校 11校 特別支援学校 1校 へ配布	市内小学校 11校 特別支援学校 1校 へ配布	市内小学校 11校 市内中学校 4校 特別支援学校 1校 へ配布 市報折込で市内に配布

② 小地域福祉活動の支援

項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
校区社協活動への助成	5校区社協に助成。うち 1社協は新型コロナウイルス対策のため事業が 中止となり辞退	4校区社協に助成	2校区社協に助成

③福祉ボランティア活動の支援

項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ボランティアルームの提供	延べ:515名 提供件数:124件	延べ:495名 提供件数:107件	延べ:687名 提供件数:226件
ボランティア活動の登録・斡旋	相談件数:7件 個人登録数:30名 団体登録数:21団体	相談件数:2件 個人登録数:27名 団体登録数:21団体	相談件数:1件 個人登録数:25名 団体登録数:21団体
直方市ボランティアのつどい	3月実施:54名	3月実施:65名	3月実施:52名
ボランティア活動保険料の助成	年間保険料 100円/人を助成 延べ 155名	年間保険料 100円/人を助成 延べ 139名	年間保険料 100円/人を助成 延べ 165名
活動資材の整備・貸出	12件	15件	20件
直方市ボランティア連絡協議会の支援	通年実施	通年実施	通年実施
災害ボランティアバスの運行	—	2回運行:23名	—
災害ボランティアセンター運営支援	—	職員派遣:延べ 15名	職員派遣:延べ 1名

④おもちゃ図書館の運営

項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
通常開館、臨時開催	172名	通常:689名 臨時:48名	通常:614名
イベント(出張開館等)	わくわく夜市 布絵本とタペストリー展 福祉まつり Happyチャリティイベント 絆	ここっちゃんオープニング 七夕まつり サマーイベント クリスマス会 チエロと心の演奏会 ここっちゃん移転1周年記念	こどもの日イベント 七夕まつり クリスマス会 ひな祭り
おもちゃの貸し出し	107点 約2.3点/日	実施 約3.5点/日	実施 約2.4点/日

⑤当事者組織・団体、社会福祉関係諸団体との連携と支援

項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
事業に対する助成	12団体	14団体	3団体
ふくしバスの運行	延べ105名 運行日数:9日 利用団体数:5団体	延べ152名 運行日数:11日 利用団体数:6団体	延べ195名 運行日数:13日 利用団体数:6団体
障がい者問題を考える直方市連絡会議への協力	通年実施	通年実施 令和5年度をもって解散	—
こども食堂等に関するネットワークづくりと拡充	通年実施	通年実施	通年実施
企業社会貢献活動としての野球観戦招待チケット配布への協力	—	10施設 240名	9施設 237名
各種寄贈物品の配分	通年実施	通年実施	通年実施
社会福祉法人と連携した買い物支援事業	—	試験的に1回実施 18名	試験的に4回実施 延べ34名

⑥地域における深刻な生活課題の解決や孤立防止に向けた取組

項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ひきこもり相談	通年実施:2件 電話:2件、来所:0件	通年実施:5件 電話:2件、来所:3件	通年実施:6件 電話:3件、メール:2件、来所:1件
居場所フリースペースの開催	7月より毎月2回 10名	第2金曜午前、第4土曜午後開催 5名	第2金曜午前、第4土曜午後開催
保護者の“さろん”	—	3回実施(全5名) 8月:2名、1月:2名、 3月:1名	3回実施(全6名) 8月:3名、1月:2名、 3月:1名
直方市生活支援体制整備事業第1層協議体の開催【市からの受託】	—	10月開催:15名 2月開催:9名	12月開催:12名
直方市生活支援体制整備事業リーフレット作成及び配布【市からの受託】	—	—	通年実施
生活支援コーディネーター内部研修会開催【市からの受託】	—	—	3月開催:24名
のおがた元気づくりリーダー研修への協力【市からの受託】	—	9月実施:25名	—
地域福祉活動セミナーの開催【市からの受託】	—	11月実施:29名	—
直方市地域包括ケアシステム推進会議への参加【市からの受託】	—	2月実施:13名	10月実施
生活支援コーディネーター会議の開催【市からの受託】	—	—	毎月1回
地域ケア会議への参加【市からの受託】	—	—	毎月1回
在宅介護支援センター会議への参加【市からの受託】	—	毎月1回	—
認知症地域支援推進員研修の受講【市からの受託】	—	WEB研修実施	—
認知症相談サポート講座の開催【市からの受託】	—	9月実施:53名	—
高山病院認知症地域医療連携協議会への出席【市からの受託】	—	11月実施	—
男性介護者のつどい【市からの受託】	2回実施 第23回(1月:17名) 第24回(3月:19名)	1回実施 第25回(3月:7名)	4回実施 第26回(6月:8名) 第27回(9月:10名) 第28回(12月:11名) 第29回(2月:14名)

項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
認知症相談 【市からの受託】	72件(訪問2件、面接4件、電話65件、メール1件)	133件(面談1件、電話132件)	155件 (電話等155件)
認知症サポートーステップアップ講座の開催【市からの受託】	—	—	3月実施:32名
オレンジのコスモス畠の政策・展示【市からの受託】	—	9月10月実施	10月実施

(2) 相談支援・権利擁護部門

①生活福祉資金貸付事業（県社協事業の一部受託）

項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
通常貸付:相談	89件 (生活費67件、生活必需品費4件、教育費16件、他2件)	88件 (生活費62件、生活必需品費7件、教育費11件、医療費3件、転宅費3件、技能習得費1件、他1件)	159件 (生活費106件、生活必需品費15件、教育費18件、医療費4件、転宅費5件、技能習得費1件、葬祭費1件、他9件)
通常貸付:貸付	決定額合計 30件:7,176,045円 教育支援資金 11件:5,841,000円 緊急小口資金 16件:949,000円 福祉費3件:386,045円	決定額合計 46件:6,752,392円 教育支援資金 9件:3,967,000円 緊急小口資金 31件:2,430,000円 福祉費6件:355,392円	決定額合計 55件:9,819,370円 教育支援資金 20件:7,543,000円 緊急小口資金 27件:1,716,000円 福祉費7件:490,370円 総合支援資金 1件:70,000円
通常貸付:償還	元金 7,638,615円 貸付利子 45,791円 延滞利子 63,294円	元金 7,150,860円 貸付利子 49,285円 延滞利子 11,000円	元金 6,158,800円 貸付利子 34,593円 延滞利子 48,203円
コロナ特例貸付:相談	延べ606件	延べ78件	延べ78件
コロナ特例貸付:申込	128件 緊急小口資金71件 総合支援資金57件	—	—

②生活困窮者緊急支援事業

項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
生活困窮者緊急支援資金: 貸付	11件:74,000円	15件:123,000円	12件:93,000円
生活困窮者緊急支援資金: 償還	11件:74,000円	12件:102,000円	12件:93,000円
食の支援	9件(9世帯に対しての 支援)	24件(24世帯に対して の支援)	14件(14世帯に対して の支援)
新型コロナウイルス感染者 への買い物支援	17件	—	—

③福祉総合相談

項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
福祉総合相談	81 件	30 件	82 件

④日常生活自立支援事業（県社協からの受託）

項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
相談	延べ 365 件 認知症高齢者 118 件 知的障がい者 131 件 精神障がい者 116 件	延べ 147 件 認知症高齢者 79 件 知的障がい者 22 件 精神障がい者 46 件	延べ 346 件 認知症高齢者 168 件 知的障がい者 110 件 精神障がい者 68 件
支援計画の作成	延べ 12 名(新規 2 名)	延べ 14 名 (新規 2 名 解約 1 名)	延べ 16 名 (新規 6 名 解約 3 名)
生活支援員業務(金銭管理サービス)	延べ 166 件(12 名)	延べ 173 件(14 名)	延べ 203 件(16 名)

⑤直方市地域子ども支援業務（直方市からの受託）

項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
直方市地域子ども支援業務	未就園児家庭訪問:16 件 保育ソーシャルワーク研修 2 回実施:延べ 14 名	未就園児家庭訪問:35 件 保育ソーシャルワーク研修 4 回実施:延べ 31 名	未就園児家庭訪問:26 件 保育ソーシャルワーク研修 (集合型 1 回実施:5 名、訪問型 4 回実施:31 名)

（3）介護・生活支援サービス部門

①移動送迎支援事業

項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
移送サービス	延べ 168 名 登録者数:42 名 利用件数:307 件	延べ 180 名 登録者数:40 名 利用件数:343 件	延べ 184 名 登録者数:41 名 利用件数:351 件

②配食サービス事業（直方市からの受託）

項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
直方市配食サービス事業	月平均利用者数:243 名 延べ配食数:53,508 食 延べ不在対応数:56 件	月平均利用者数:231 名 延べ配食数:50,191 食 延べ不在対応数:98 件	月平均利用者数:252 名 延べ配食数:52,715 食 延べ不在対応数:132 件

③車いすの貸し出し

項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
車いすの貸し出し	延べ 83 回、延べ 93 台	延べ 68 回、延べ 80 台	延べ 90 回、延べ 98 台

④介護サービス事業(令和6年度7月全事業廃止)

項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ケアプランサービス	延べ100名 ※7月に廃止	—	—
ホームヘルプサービス(介護保険)	要介護1~5:延べ142名 要支援1、2:延べ301名	要介護1~5:延べ117名 要支援1、2:延べ144名	要介護1~5:延べ42名 要支援1、2:延べ28名
ホームヘルプサービス(障害者総合支援法)	在宅障がい者:延べ195名	在宅障がい者:延べ114名	在宅障がい者:延べ24名
移動支援事業(ガイドヘルプ)【市からの受託】	延べ4名	延べ4名	延べ4名
要介護認定調査事業【市からの受託】	延べ156名	延べ152名	延べ51名
ホームヘルプサービス ヘルパー研修実施	10回実施(延べ81名)	13回実施(延べ75名)	3回実施(延べ11名)

⑤意思疎通支援事業(直方市からの受託)

項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
手話通訳者派遣	延べ459件 月平均:約38.3件	延べ354件 月平均:約29.5件	延べ472件 月平均:約39件

⑥にこにこ教室の充実

項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
にこにこ教室	延べ820名	延べ1,103名	延べ1,453名

(Ⅰ) 前回計画の振り返り

項目	現状	課題
基本目標①:協働の地域とひとつづくり		
1 広報啓発・福祉教育		
①情報提供	市報やホームページ、各種パンフレット等で、高齢者サービス、子育て・障がい者支援等の情報発信を行っている。	必要な人に必要な情報が届いていない可能性がある。限られた配布部数を有効活用することや、他の媒体と併せた情報発信の工夫が必要である。
②人権教育の推進	「同和問題講演会(279名参加)」、「人権問題講演会(193名参加)」、「直方市企業同和問題研修会(50社 248名参加)」、「出前講座(2件開講)」を実施している。	講演会や研修会の、新規参加者の開拓が課題である。時代に即した内容を題材とし、受講方法などの工夫も必要である。
③福祉に関する啓発の推進	市報やホームページ、各種パンフレット等で情報発信し、フレイル予防や認知症、障がい者差別解消啓発に関する講座や講演を行っている。学校においては、人権学習や相互理解等の内容を年間指導計画に位置付けている。	講演会の参加者は関係者等が大半である。広く一般市民への啓発に繋ぐ必要がある。教職員による指導の差を埋めるために、県の研修会等への積極的参加の促進が必要である。
④情報バリアフリー	情報提供のおりに、写真やイラストを使う、文字を大きくしてフリガナをつける、点字や音訳を作成する等、わかりやすくなるよう配慮している。地域子育て支援センターだよりは市公式ライン、インスタグラムで配信している。	見やすさの最適化の判断が難しい。配慮が不十分な部分もある。より読みやすくわかりやすいものとなるよう、内容やレイアウトの工夫も必要である。
2 ボランティア育成		
①福祉分野におけるボランティアの育成と活動支援	「認知症サポーター養成講座(79名参加)」、「手話奉仕員養成講座」を実施。ファミリー・サポート・センター事業の「まかせて会員」の募集や講習会、会員の交流会を実施。社協の行事で高校生ボランティアの受け入れを実施している。	市民ボランティア団体や、ファミリー・サポート・センターの「まかせて会員」が高齢化しているため、人員確保の対策が必要である。ボランティアを育成した後の活動への繋がりが難しい。
②ボランティア全般の育成と活動支援	「縁(ゆかり)ネット」のホームページにて団体活動の紹介、新規加入団体の受け入れ、ボランティア希望者への情報提供と仲介など実施している。	会員の高齢化に伴い、活動の存続が困難となっている団体がある。若年層の参加に繋げるために行行政ができるることを考えないといけない。

項目	現状	課題
基本目標②:暮らしを支える基盤づくり		
Ⅰ 包括的相談支援体制		
①制度の狭間を生まないための分野間連携の強化	地域包括ケアシステム会議を年1回実施し、各分野を横断した課題解決を目指している。就学前施設にて巡回相談を実施し、発達の気になる子どもについて環境の工夫等の助言や指導を行っている。	地域包括ケアシステム会議は情報共有を図る機会となっているが、課題解決に至るのは難しい。保育士等に対しては、専門的な知識を学ぶ機会が不足している。
②高齢者福祉分野での相談体制の充実	地域包括支援センターにて、令和6年度は延べ5,014件の相談を受けた。在宅介護支援センターとの連携で、訪問での相談や各種申請も受けている。	相談場所や相談体制が整ったことで、相談を諦めることが少なくなっていると思われる。専門職の確保が課題である。
③障がい者福祉分野での相談体制の充実	令和6年度、基幹相談支援センターで受けた相談件数は延13,705件で、この中には学校や各種サービス事業所からの相談も含まれている。	基幹相談支援センターに寄せられる相談内容が年々複雑化しており、対応に苦慮する部分が増えている。
④児童福祉分野での相談体制の充実	支援を必要とする全ての妊産婦、子育て世帯、子どもに対し切れ目なく漏れない支援を行うことを目指し、子育て部署の連携を強化し体制整備に努めている。	特定妊婦や要保護児童以外にも複雑多岐な問題を抱えているケースが増えていく。地域子育て支援センターにおいては、就学前施設等と連携した地域の窓口としての機能の充実を図る必要がある。
⑤生活支援に係る多様な相談機会の確保	総合相談案内、弁護士会法律相談、行政書士相談、行政相談を実施している。	普段の生活の中で生じる問題の解決に向けた支援を目的とし、一定の成果を上げているものの、さらに周知、広報を検討する必要がある。
⑥民生委員・児童委員との連携	校区単位で、民生委員・児童委員と意見交換会を行っている。	民生委員・児童委員の人員確保が必要である。
2 健康寿命の延伸と福祉サービス		
①介護サービス・高齢者福祉サービスの充実	令和6年度より社会福祉協議会に第1層生活支援コーディネーターを委託している。	協議体の設置を目標に掲げていたが、住民の負担感や課題解決の糸口の難しさにより、なかなか進んでいない。
②健康寿命の延伸	のおがた元気ポイント事業は6年度末で3,130人が登録している。	継続に対してのモチベーションに繋がっていると考えられるが、新規登録者の動機づけにどの程度なっているかは不明である。

項目	現状	課題
③地域ケア（個別）会議の充実 (高齢者福祉分野)	令和6年度は、9回開催し、34件の事例を取り扱った。助言者研修会、助言者連絡会も各1回行っている。	助言者に対する研修会は実施しているが、会議毎に助言者が変わるために、助言の難しさがある。
④障がい者福祉サービスの充実	障害福祉サービスとは、障害者総合支援法に基づき、障がい者等を支援する公的なサービス。サービスは大きく分けて「介護給付」と「訓練等給付」の2種類に分けられ、ニーズに応じて適切なサービスを提供している。	地域移行支援、地域定着支援を行うことのできる事業所が市内に1か所しかないことや、そもそもこのサービスを利用する人が少ない事が課題である。
⑤障がい者等地域自立支援協議会の充実（障がい者福祉）	直鞍地区障がい者等自立支援協議会は、5つの専門部会があり、多様な関係機関からの参加をいただき開催している。また、「親亡き後」を見据えた地域生活支援拠点等事業の充実強化を図っている。	自立支援協議会の部会の一つである相談支援部会の人材育成・人材不足が課題となっている。
⑥福祉サービスの人材確保と質の向上	元気ポイント事業や地域の自主活動団体への支援、配食サービスや緊急通報システム等、各種介護予防・生活支援サービスを行っている。ファミリー・サポート・センター事業では、地域人材として「まかせて会員」の確保に取り組んでいる。	必要な人に情報が届いていない可能性や交通手段の課題がある。ファミリー・サポート・センターについて、依頼はあるが、会員とのマッチングが難しい状況。活動できる会員の確保が課題。
⑦民生委員・児童委員との連携 【再掲】	校区単位で、民生委員・児童委員と意見交換会を行っている。	民生委員・児童委員の人員確保が必要である。
3 子どもの幸せの実現		
①保育サービス等の充実	保育事業等研修補助金を交付し、保育の質の向上を高める研修参加の助成等を行った。保育士確保として、合同就職説明会を開催した。また、保育士奨学金返済支援事業補助金を交付している。	保育人材確保が喫緊の課題。今後も保育士確保対策として就職説明会や補助金の活用を進める。保育士の質の向上のため、研修機会の充実を図る。
②要保護児童対策地域協議会の充実（児童福祉分野）	要保護児童等の多様な問題に対応するため、協議会の体制強化や機能充実を図った。相談員の増員や、こども家庭センター設置により母子保健と児童福祉の合同会議を定期的に開催するなどし、相談・支援体制の強化に取り組んでいる。	核家族や共働き世帯が当たり前となり、子どもを取り巻く環境が複雑になってきているのに加えて、家族や地域においての子育てをフォローできる環境が整っておらず、孤立や疲弊する保護者が増加している。

項目	現状	課題
	③民生委員・児童委員との連携 【再掲】	校区単位で、民生委員・児童委員と意見交換会を行っている。
	④学校での福祉教育の推進	地域高齢者との交流、特別支援学校の児童生徒との交流(居住地交流など)を実施している。
	⑤こども家庭センターの充実	令和6年4月、こども家庭センターを設置し、従来の子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の機能を維持した上で、母子保健、児童福祉など、一体的に子育て家庭に対する相談支援を実施している。
4 権利擁護対策の推進		
①成年後見制度等の活用促進	相談対応や利用支援、報酬費用助成等を行っている。成年後見制度を含む権利擁護の相談は令和6年度14件となっている。	市民後見人の確保や育成、マッチング等の体制づくりが困難である。
②消費者被害の防止	直鞍区域(直方市・宮若市・小竹町・鞍手町)に住む住民の消費生活に関する相談に応じている。(令和4年537件、令和5年470件、令和6年480件)。	消費者問題に関する情報について市内部署及び警察等と共有し、連携をさらに強化することで、消費者被害の防止に努める必要がある。
③虐待の防止	令和6年度の高齢者に対する虐待の相談は12件であった。虐待防止センター、地域子育て支援センターにおいて、相談体制を整えている。要保護児童対策地域協議会において、実務者・代表者に対する研修等を行っている。	虐待かどうかの判断、虐待の早期発見が難しく、介入が困難である。 こどもに対する暴力や暴言について、児童相談所や市への通告をためらう人も多い。
5 経済的支援		
①生活困窮者の自立に向けた適正な支援	生活困窮に係る相談を受けた際に、関係部署、関係機関と連携し、活用可能な各種福祉サービスの利用案内を行って、自立に向けた伴走支援を行っている。必要に応じてケース検討会議を行いし、保護の適正実施に努めている。	各種福祉施策の狭間にある生活困窮者に対しては、有用な支援施策が見つからず、包括的な支援を行いたいが、具体的な実施が困難となっている。

項目	現状	課題
基本目標③:参加と連携のしくみづくり		
Ⅰ 交流促進		
①地域でのささえあい活動の推進	高齢者等SOSネットワーク見守登録事業(令和6年度67件登録・4件可動)を実施した。ファミリー・サポート・センター「まかせて会員」と地域子育て支援センター利用の親子の多世代交流の機会を設定している。	高齢者等SOSネットワークは、登録への抵抗感があると考えられる。ファミリー・サポート・センター「まかせて会員」は高齢化等により活動が縮小され、送迎のサービス対応が困難になっている。
②小地域福祉活動の推進	民生委員・児童委員に単身高齢者のリストを渡し、見守りと、年に一度の緊急連絡先確認をしてもらっている。市内11校区社協の組織化に向けて取り組んでいる。	民生委員・児童委員の確保が必要である。校区社協については、4校区について取組が進んでいない。
③生活困窮者支援を通じた地域づくりの推進	府内で連携して生活困窮者についての相談支援を行っており、必要に応じて福祉事業所等に案内をしている。	住民の理解の促進や地域支援ネットワークの構築が進んでいない。
Ⅱ 連携強化		
①民生委員・児童委員との連携 【再掲】	校区単位で、民生委員・児童委員と意見交換会を行っている。	民生委員・児童委員の人員確保が必要である。
②地域等との連携の強化	就労支援についてはハローワークと連携し、ひきこもり支援については県ひきこもり支援センター筑豊サテライトと協力して面談・訪問を行っている。	地域や支援機関を通じてのひきこもり当事者の把握が困難である。
③社会福祉協議会との連携	よこいと運動会、福祉まつり、福祉もちつき大会での行事実施の協力をしている。また、生活福祉資金貸付申請の相談等を行っている。	社協主催の行事や相談業務を通じての連携は行っているが、その他の取組が乏しい。
④避難行動要支援者対策の強化	避難行動要支援者の要件に、「浸水想定区域内か土砂災害警戒区域内に居住している」を加えて見直しを行い、郵送にて個別避難計画の作成依頼をしている。府内関係機関が連携し、避難行動要支援者の把握を行っている。	個別避難計画の作成がなかなか進まない。また、近隣に頼る人がまったくいない要支援者もおり、避難時の体制づくりが必要である。

項目	現状	課題
3 機能強化	<p>①地域での要支援者の把握</p> <p>11小学校区ごとに地域防災会議を行い、校区内で活動する様々な団体に要支援者について説明を行っている。</p>	すでに要支援者のリスト化をしている地区や何もできていない地区など、地区によって取組に大きく差がある。
4 地域と連携した災害対策の推進	<p>①地域の防災体制の支援</p> <p>11小学校区ごとに行う地域防災会議や出前講座などにより、防災知識や地域防災力の強化についての啓発を行っている。</p> <p>②福祉避難所の確保</p> <p>現時点で、市内 35 か所の施設と福祉避難所の協定を締結している。障がい分野での福祉避難所は9か所あり、台風等の状況によっては福祉避難所へお願いの FAX を送り、準備を促している。</p>	<p>自主防災組織が設立されても全く活動できない地域が多く、会員の高齢化や防災力強化のため何をすれば良いか分からぬ、という意見がある。</p> <p>福祉避難所の新規開拓が進まない。実際に福祉避難所を開設したことがないため、訓練が必要。福祉避難所への避難が必要な要配慮者数を把握し、要配慮者数に対して受入れ可能人数が下回らないよう協定数の更なる増加が求められている。</p>

5 現状・課題の整理

(1) 統計データからみた課題・方向性

本市の総人口、年少人口、生産年齢人口、前期高齢者人口は減少傾向で推移していますが、後期高齢者人口は増加しており、高齢化率は国や福岡県より高い水準となっています。小学校区別の高齢化率をみても、高いところでは4割を超えており、各地域のニーズや現状に合った支援が必要です。また、高齢者単身世帯や高齢者夫婦世帯の増加により、世帯の孤立が懸念されます。孤立する人を出さず、地域で安心して暮らせるための「見守り・つながりづくり」がより重要であり、少子化の流れも踏まえ、高齢者だけでなく若年世代や子育て世帯に対する住環境整備等、包括的な支援の両立が必要と考えられます。

支援が必要な人の状況として、ひとり親世帯や生活保護被保護世帯をみると、ともに国や福岡県よりも高い水準となっていることから、必要な人に必要なサービスが行き届くよう、地域全体で支え合う仕組みの構築が必要です。

地域福祉を推進するにあたっては、直方市内でも地域によってニーズが異なることが考えられ、地域福祉の担い手として多様な人材の確保に取り組む必要があります。また、地域を支える基盤の強化として、行政だけでなく、自治会や民生委員・児童委員、地域住民等が一丸となって地域の課題解決に向けて取り組んでいくための意識の醸成が必要です。

(2) 市民意識調査結果からみえる課題・方向性

福祉関連施策の満足度と重要度分析結果をみると、「高齢者福祉の充実」、「交通ネットワークを活かした生活利便性の向上」については、重要度が高く、満足度が低い散布図象限 A となっており、施策として重点化・見直し領域となっています。満足度が低い理由としては、「介護予防や生活支援の取組が不十分」、「高齢者の生活相談や権利擁護の取組が不十分」、「バスの路線数や運行本数が不十分」などが挙げられており、高齢者の健康支援、権利擁護、移動支援に対する取組が重要と考えられます。

「子育て支援の充実」、「健康づくりの推進」、「障がい者福祉の充実」、「交通安全・防犯活動の推進」、「消防・救急体制の充実」、「自然災害対策の強化」、「社会福祉と公的支援」については、重要度、満足度ともに高い散布図象限 B となっており、施策として現状維持領域となっています。今後も、現行施策の取組を継続しつつ、各施策に挙げられている不満理由の解消に向けて取り組む必要があります。

「地域づくりの推進」、「人権尊重の教育・啓発の推進」については、重要度が低く、満足度が高い散布図象限 C となっており、施策として現状維持・見直し領域となっています。この 2 つの施策は、「自助」、「互助」、「共助」、「公助」のうち、「互助」の根幹をなす部分であり、重要度の低さから、つながりの希薄化がみられます。つながりの希薄化は社会的孤立、孤立死、生活困窮、虐待など深刻な社会問題となることから、福祉意識の醸成、住民の相互理解を深める取組が必要です。

(3) 社会福祉協議会の取組からみえる課題・方向性

社会福祉協議会の「地域福祉活動推進部門」の取組として、福祉教育・啓発活動では、新型コロナウイルス感染症拡大が収束し、交流事業等の開催、参加者も回復しています。

福祉ボランティア活動の支援については、相談件数、個人・団体登録件数は伸び悩んでいる状況です。おもちゃ図書館の運営は、開催イベント数の増加に伴い、参加者数伸びています。

当事者組織・団体、社会福祉関係諸団体との連携と支援では、ふくしバスの運行で運行日数の増加に伴い、利用者数も増加しています。また、交通手段の減少により買い物に支障をきたしている高齢者等がいるため、その支援が必要です。

地域における深刻な生活課題の解決や孤立防止に向けた取組のうち、ひきこもり相談については一定の利用がみられます。また、認知症相談については利用者が増加している傾向にあります。

「相談支援・権利擁護部門」の取組として、日常生活自立支援事業の相談件数は、令和6年度に増加しています。

「介護・生活支援サービス部門」の取組として、直方市配食サービス事業の月平均利用者数、延べ配食数に大きな変化はみられませんが、延べ不在対応数は増加しています。

コロナ禍以降、普及啓発・交流では徐々に開催数、参加人数は増加しており、福祉意識の醸成や住民同士のつながりを維持するためにも、継続した取組が重要です。

各種相談件数のうち、認知症の相談件数は増加傾向にあり、今後、高齢者数の増加にともない、相談件数も増加することが見込まれ、相談体制の充実が重要となります。

(4) 市の取組からみえる課題・方向性

「基本目標①：協働の地域とひとつづくり」について、広報啓発・福祉教育では、各種講演会やホームページ、パンフレット等を活用し情報提供を行っているものの、必要な人に情報が届いていない可能性もあり、提供する情報の内容を踏まえ、提供ツールなどを検討することが必要です。

ボランティア育成については、一般市民や学生を対象にボランティア養成講座を実施し、ボランティアの育成を行っていますが、ボランティアの高齢化や人材確保が課題となっています。

「基本目標②：暮らしを支える基盤づくり」について、包括的相談支援体制では、情報共有を行っているものの、課題解決につながる取組の展開には至っていません。また、いずれの相談体制においても、相談体制・専門職等の人員確保が課題となっています。

健康寿命の延伸と福祉サービス、子どもの幸せの実現についても、包括的相談支援体制の課題と同様に人員確保が最重要となっています。

権利擁護対策の推進、経済的支援については、市の取組と併せて、今後、関係機関とのより一層の連携強化が重要です。

「基本目標③：参加と連携のしくみづくり」について、交流促進・連携強化においても、人員確保が課題となっています。

いずれの基本目標においても、人材確保・育成・定着が重要な課題となっており、今後の人口減少、少子高齢化を踏まえ、市や社会福祉協議会、教育機関をはじめ、地域企業、地域活動団体と共に通のビジョンを共有し、福祉分野以外の人材確保とも重なりを持ち、地域全体で人材確保に取り組むことが重要となります。

(5) 次期計画で取り組むべき課題・方向性

次期計画で取り組むべき課題・方向性について「統計データ」、「市民意識調査」、「社会福祉協議会の取組」、「市の取組」を基に整理します。

少子高齢化、核家族化、地域のつながりの希薄化が進む中で、今後、高齢者の独居世帯の増加や子育て世帯の孤立化、ひきこもりやダブルケア、ヤングケアラーなど様々な社会問題が懸念されます。

また、少子化に伴い、これらの支援を必要とする人たちに対する福祉の担い手不足がより加速することが予想されます。

本市の市民すべての豊かな暮らしと将来のため、本市が重視すべき地域福祉計画・地域福祉活動計画の方向性としては、「自助」・「互助」・「共助」・「公助」でこれらの社会問題に対応する必要があると考えられ、以下の3つの取り組むべき目標を掲げます。

- ①少子高齢化の進む状況の中、自身の健康や地域の支え合い、福祉意識の醸成など地域で支え合うまちづくり
- ②子育て、障がい、介護などの複数の分野にまたがる課題を抱えた人へのきめ細やかな福祉サービス提供、防災対策や権利擁護など市民が安全・安心に暮らせるまちづくり
- ③福祉サービスをよりきめ細かく行き届かせるための情報発信、人材・専門性を確保するための包括的相談支援体制の強化による誰一人取り残さないまちづくり

第3章 計画の基本方針

1

計画の基本理念

これからまちづくりは、住み慣れた地域で暮らすために、自らの健康に注意を払い介護予防活動に取り組んだり、健康維持のために健診を受けたり、病気のおそれがある際には受診を行うといった、自発的に自身の生活課題を解決する力「自助」、隣近所、自治会・ボランティア活動など、個人的な関係性を持つ人間同士が助け合い、それぞれが抱える生活課題をお互いが解決し合う「互助」、医療、年金、介護保険、社会保険制度など被保険者による相互の負担で成り立つ「共助」、自助・互助・共助では対応出来ない人に対して最終的に必要な社会福祉制度の「公助」の連携によって、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく地域共生社会の実現への取組が必要です。

第2次の直方市地域福祉計画では、第6次総合計画で示された「基本目標」のうち「ひと」に関連する基本目標を、本計画でも踏襲し、「市民みんなが安心して、いきいきと暮らせるまちづくり」を第3次直方市地域福祉計画・第1次直方市地域福祉活動計画の基本理念とします。

第3次直方市地域福祉計画・第1次直方市地域福祉活動計画

市民みんなが安心して、
いきいきと暮らせるまちづくり



基本理念の達成にむけて、次の3つの基本目標を掲げ、計画を推進します。

(1) 基本目標Ⅰ 支え合いの仕組みづくり

地域福祉活動を推進するうえで、その前提として市民が自身の健康を維持することが重要です。そのうえで、住民一人ひとりが地域に愛着を持ちながら地域福祉の担い手として身近な問題に取り組む活動の裾野を広げていくことが大切です。

そのためには福祉に対する意識を高める啓発活動や福祉教育の充実に努めるとともに、地域福祉を担う人材を育て、活用する仕組みや地域活動に参加しやすい環境の整備を進めていきます。

また、住民同士のつながりを軸に地域活動との連携や多様な交流を通して互いに支え合う大切さを共有し、地域力を活かした福祉活動を推進する地域づくりを進めていきます。

(2) 基本目標Ⅱ 安全・安心に暮らせる基盤づくり

市民が安全・安心に暮らせるためには、軽度の生活支援から専門性を伴った公的サービスによる支援まで、地域福祉に関わる複雑・多様化した支援ニーズに対応するきめ細かなサービスを提供する仕組みをつくることが大切です。

そのためには、当事者本位によるサービスの提供を前提に、福祉サービスの質的な向上と権利擁護に努めます。

また、地域、市、社会福祉協議会、福祉事業者、福祉関係団体等を総合的に活用し、当事者が必要とする支援を適切なサービスにつなげるコーディネート機能の強化を図るなど地域の福祉力を高める取組を進めています。

さらに、だれもが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、移動手段の確保や災害対策、生活困窮対策などの支援体制の連携を強化し、市民一人ひとりの幸せが市全体の幸せにつながる取組を推進します。

(3) 基本目標Ⅲ 誰でも気軽に相談できる仕組みづくり

だれもが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、地域福祉に関する情報発信及び社会福祉協議会、福祉関係団体をはじめ、国や県等との連携・協力体制により、包括的相談支援体制を強化し、誰一人取り残さない取組を進めています。

3

計画の体系

基本理念の達成に向けて、次の3つの基本目標を掲げ、計画を推進します。

基本理念	基本目標Ⅰ 支え合いの仕組みづくり
市民みんなが安心して、いきいきと暮らせるまちづくり	<ul style="list-style-type: none">①健康増進の取組②福祉教育の充実③ボランティア活動の活性化④交流促進
	基本目標Ⅱ 安全・安心に暮らせる基盤づくり <ul style="list-style-type: none">①福祉サービスの充実②連携強化(ネットワークの構築)③バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進④災害対策⑤権利擁護対策⑥生活困窮世帯への支援⑦再犯防止活動の推進
	基本目標Ⅲ 誰でも気軽に相談できる仕組みづくり <ul style="list-style-type: none">①広報・啓発、情報提供②包括的相談支援体制

第4章 施策の展開

本章では、「施策体系図」に基づき、「基本目標」ごとに、その分野における直方市の【現状と課題】、目標を実現するための【今後の方向性】と【主な取組】を記載しています。

第2期計画の取組から積み残した課題や新たな課題、市民意識調査などの各種調査結果やそれを踏まえた課題に対し、行政だけでなく、地域を構成する市民、地域関係団体、社会福祉協議会などが、協働して取り組む必要があります。

そのため、【主な取組】は、「市民の取組(自助)」、「地域の取組(互助・共助)」、「行政の取組(公助)」、「社会福祉協議会の取組(互助・公助)」の視点から取組の基本的役割を整理しています。

●「**市民の取組(自助)**」では、市民一人ひとりに期待される役割を示しています。

●「**地域の取組(互助・共助)**」では、自治会等の地域組織、校区社会福祉協議会・地域福祉ネットワーク委員会、民生委員・児童委員等の福祉全般に関わる団体等、高齢者や障がい者、子ども等の個別の分野の関係団体、ボランティア、NPO、福祉サービス事業者やその他の企業・事業所等、地域にある様々な団体・組織等に求められる役割を示しています。

●「**行政の取組(公助)**」では、直方市の役割を示しています。【**地域福祉計画**】

行政は、住民の福祉の向上をめざし、福祉施策を総合的に推進することが重要です。住民や関連機関と相互に連携・協力を図るとともに、住民のニーズの把握と地域に根ざした施策の推進に努めます。

このため、市民部を中心に庁内関係各課の緊密な連携を図りながら、全庁が一体となって施策を推進していきます。

●「**社会福祉協議会の取組(互助・公助)**」では、直方市社会福祉協議会の役割を示しています。【**地域福祉活動計画**】

社会福祉協議会は、社会福祉を目的とするさまざまな事業や普及・啓発、助成などを行うことにより地域福祉の推進を図る団体です。社会福祉法において、地域福祉推進の中心的役割を担う団体として位置づけられています。

このため、行政と連携しながら本計画の推進役を担うとともに、その推進において住民や各種団体、行政との調整役としての役割を担うことが求められます。

本計画においても、直方市社会福祉協議会を直方市における地域福祉活動の重要な担い手としてとらえ、各取組を推進していきます。

1 基本目標Ⅰ 支え合いの仕組みづくり

(Ⅰ) 施策Ⅰ 健康増進の取組

【現状・課題】

我が国では、急速な高齢化が進む中、疾病構造などが変化し、生活習慣病の割合が増加しています。生活習慣病の発症や重症化を予防し、生活習慣病予備軍を減少させ、健康で自立して過ごすことのできる健康寿命を延ばすことが課題といえます。

本市の令和4年度の男性の平均自立期間は、令和元年度から0.2年延伸、令和4年度における女性の平均自立期間は、令和元年度から1.0年延伸しています。

本市の平均自立期間

項目		R 1	R 2	R 3	R 4
平均自立期間（歳）	男性	79.2	79.1	79.1	79.4
	女性	83.1	83.3	83.6	84.1

資料：第3期直方市保健事業実施計画（データヘルス計画）・第4期直方市特定健康診査等実施計画

※平均自立期間とは、日常生活が要介護状態でなく、自立して暮らせる生存期間の平均を指します。

【今後の方向性】

福祉サービスの目的は、支援が必要となったすべての人が幸福に暮らせるよう支援を行うことです。このためには公的な福祉サービス提供の前段階として、人々が健康であることが重要なポイントとなります。本市では市民の健康づくりと介護予防の輪を広げ、地域住民一人ひとりが心身ともに健やかに暮らしていくことのできる環境づくりを進めます。

【主な取組】

市民の取組

- 個人の健康に対する意識を高め、生活習慣病予防等、健康づくりに努めましょう。
- 健康診断・特定健診を受診しましょう。
- 健康に関する教室や講座に参加し、健康に関する意識を高めましょう。

地域の取組

- 地域で健康づくりのためのイベントを実施しましょう。
- 市や地域、事業所が実施する健康づくりのためのイベントへの参加を促進しましょう。

行政の取組

- 病気の早期発見・予防のための特定健診・がん検診の受診促進、健康診査や介護予防活動等の利用者にポイントを付与する「のおがた元気ポイント事業」、健康づくり・介護予防に関する各種情報提供、普及啓発などの取組を今後も継続していきます。

社会福祉協議会の取組

- にこにこ教室独自のポイントカードを作成するなど、高齢者が、少しでも外出する意欲や機会を増やすよう介護予防の普及啓発に努めます。

のおがた元気ポイント事業

問 高齢者支援係 ☎25-2391

高齢者ご自身の健康づくり・介護予防の取り組みを推進する事業です。のおがた元気ポイント事業を活用することで、社会参加の機会が増え介護予防につながります。



対象となる人

直方市に住民登録している65歳以上の人

参加方法

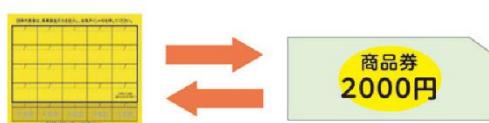
- 1 のおがた元気ポイント申込書を提出し、ポイントカードをもらう



- 2 ポイントの対象になる活動に参加する



- 3 20ポイント貯めて2,000円分の商品券と交換



(2) 施策2 福祉教育の充実

【現状・課題】

福祉教育とは、人権教育や福祉ボランティア体験を通じて、高齢者、障がい者、子ども、妊婦、外国人など、地域に住む全ての人が平等で安心した生活を送れるよう学習することを目的とした教育です。

本市ではこれまで、福祉教育の一環として、社会福祉協議会が要請のあった学校を対象として福祉体験学習を実施しています。

子どものうちから福祉への関心を促すためにも、児童・生徒に対する継続的な福祉教育の充実が必要です。

【今後の方向性】

地域の福祉課題に着目して、それを学習素材として、地域住民に人権教育、福祉ボランティア、交流会、学習会等の機会を通して、自分たちが住む地域の問題を知り、気づき、行動することを支える取組を推進します。

【主な取組】

市民の取組

- お互いの違いを認め合い、相手への理解を深めましょう。
- 関係団体や市が行う各種教室・体験学習などに参加し、高齢者、障がい者、子ども等に対する理解を深めていきましょう。

地域の取組

- ご近所さんの困りごとを相談されたら共に助け合いましょう。
- 福祉・介護サービス事業所や自治会において、まちづくり出前講座を利用するなどにより福祉教育の取組を進めましょう。

行政の取組

- 同和問題をはじめとする様々な人権問題の解決のため、適宜テーマ選定を行いつつ、市民向けの講演会・研修等を実施・支援します。
- 小中学校の特別活動や総合的な学習の時間等で年間指導計画に基づき、高齢者、障がい者等に対する理解促進のための学習を行います。

社会福祉協議会の取組

- 市内の中学校などへの福祉教育の支援を行います。
- 福祉教育の推進を図ることを目的に、福祉カレンダーを作成、市内の小中学校と直方特別支援学校の各教室及び市民への提供を継続していきます。

直方市福祉カレンダー寄贈事業

直方市社会福祉協議会では、福祉教育の推進を図ることを目的に、福祉カレンダー（4月～3月の年度カレンダー）を作成しています。

ポスターサイズ版を市内の小中学校と直方特別支援学校の各教室に、A4 サイズ版を市報と一緒に市民の皆さんにお届けしました。



(3) 施策3 ボランティア活動の活性化

【現状・課題】

本市では、ボランティアやNPO全般に対する活動支援として、平成23年3月にボランティアサポートシステム「縁(ゆかり)ネット」のホームページにて団体活動の紹介、新規加入団体の受け入れ、ボランティア希望者への情報提供と仲介など実施していますが、会員の高齢化に伴い、ボランティア活動が困難となっている団体も見受けられます。

また、社協のボランティア活動支援においても相談件数、個人・団体登録件数は伸び悩んでいる状況です。

【今後の方向性】

地域の中には、さまざまな手助けを必要とする人がいますが、これらの人に対して行政だけでなく、身近な地域で日常的な支援が行われることが重要であり、ボランティア活動に対する各種支援、ボランティアの育成・確保に努めます。

【主な取組】

市民の取組

- 自分や家族が興味のある交流や活動に参加しましょう。
- ボランティア活動やボランティア養成講座に積極的に参加しましょう。

地域の取組

- 地域での活動や行事で、ボランティア団体を活用しましょう。
- ボランティア団体は、組織の運営について工夫を凝らし、理解と協力を求めながら、担い手やボランティアを確保しましょう。

行政の取組

- 生涯学習の一環として、ボランティア関連の各種講座の周知と参加促進に取り組み、ボランティア希望者への情報提供を行います。また、「縁(ゆかり)ネット」やボランティアコーディネーターの活用等によりボランティアニーズとボランティア提供者をつなぐなどの支援に努めます。

社会福祉協議会の取組

- ボランティア連絡協議会加盟団体や登録団体へ、会議場所を提供します。
- ボランティア活動を推進し、ボランティアの個人登録、団体の紹介やボランティアをする人と必要とする人のコーディネートを行います。
- 運営に関する相談や活動に必要な情報の提供、各種助成金申請の支援を行います。

(4) 施策4 交流促進

【現状・課題】

少子高齢化・人口減少による福祉機能の弱体化、地域住民のつながりの希薄化、そしてそれに伴う孤立・貧困・虐待・ひきこもりなどの生活課題の増加が懸念されます。

本市においても、人口減少、少子高齢化が進んでおり、高齢者単身世帯や高齢者夫婦世帯の増加により、高齢者世帯の孤立が懸念され、地域で安心して暮らせるための「見守り・つながりづくり」がより重要です。

アンケート調査結果から「地域づくりの推進」の取組状況について、市民の意識としては重要度が低い施策と認識されており、地域のつながりの希薄化がみられます。

【今後の方向性】

地域のつながりの希薄化は社会的孤立、孤立死、生活困窮、虐待など深刻な社会問題となることから、福祉意識の醸成、住民の相互理解を深める取組が必要です。

さまざまな生活課題を有する人々に対する支援として、多様な関係団体が地域単位でつながることが大切であり、関係機関が連携し、地域単位で支援を要する人を把握・支援していくネットワークづくりに取り組みます。

【主な取組】

市民の取組

- 地域で孤立しないよう、ご近所さんとあいさつや世間話などをしましょう。
- 地域交流イベントに家族で参加しましょう。

地域の取組

- 地域の人たちがだれでも参加できる行事を企画しましょう。
- 地域の団体・組織のメリットや活動等をPRし、加入を促進しましょう。

行政の取組

- 住民主体による高齢者支援のネットワークづくりや見守り活動等の支援に取り組みます。
- 子ども・子育てに係るささえあい活動の一環として、ファミリー・サポート・センター事業の推進を図ります。

社会福祉協議会の取組

- 各校区社会福祉協議会などは、自治会や民生委員児童委員協議会、直方市社会福祉協議会等と連携し、単身高齢者への訪問や見守りなどの小地域福祉活動を推進します。あわせて各校区社会福祉協議会の設置を広めていきます。
- よこいと運動会や福祉まつり、福祉もちつき会等の福祉啓発活動により、地域のつながりや福祉意識の醸成に取り組みます。
- 障害のある子どもも(ない子ども)も一緒に遊んで交流できるよう、おもちゃ図書館のおがた事業を継続実施します。
- こども食堂は食事を提供することのほか、みんなの居場所としての役割や、様々な体験活動、保護者の子育て支援に取り組む情報提供などの活動支援を広げていきます。
- サロンや料理教室など高齢者が気軽に参加できる居場所づくりに取り組みます。

社会啓発活動

直方市社会福祉協議会では、よこいと運動会や福祉まつり、福祉もちつき会、おもちゃ図書館のおがた事業等を通じて、地域交流の促進に取り組んでいます。

【よこいと運動会】



【福祉まつり】



【福祉もちつき会】



【おもちゃ図書館のおがた】



2

基本目標Ⅱ 安全・安心に暮らせる基盤づくり

(Ⅰ) 施策Ⅰ 福祉サービスの充実

【現状・課題】

少子高齢化の進行により、福祉サービスニーズはさらに増大することが見込まれますが、その一方では介護職や保育教諭等のサービスの担い手不足が全国的な課題となっており、本市でも例外ではありません。

本市では高齢者福祉サービスの充実のため、令和5年度より社会福祉協議会に第1層生活支援コーディネーターを委託しています。

また、障がい福祉サービスの充実を目指し、市内にある事業所の中核機関として基幹相談支援センター事業を展開しており、虐待防止センターの機能に関しても、24時間体制で電話対応できる体制を整え、2市2町と連携して事業を行っています。

各福祉サービスについては、生活課題の複雑化に伴い、福祉人材の確保に加え、専門性も重要となっています。

【今後の方向性】

市民の多様なニーズに対応した福祉サービスを質・量ともに確保できるよう、社会福祉法人や企業等だけでなく、ボランティアやNPO、住民等の多様な担い手の参画促進に努めながら、福祉サービスの充実に取り組みます。

【主な取組】

市民の取組

- 日ごろから福祉サービスに関心を持ちましょう。
- 直方市の福祉サービスについて、市や社会福祉協議会ホームページなどで調べてみましょう。

地域の取組

- 地域の福祉課題について把握し、市や社会福祉協議会と連携しつつ、地域で取り組める福祉活動について考えてみましょう。
- 福祉・介護サービス事業者などは、その提供するサービスのわかりやすい周知に努めましょう。

行政の取組

- 「直方市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、介護保険サービスやその他の高齢者福祉サービスの充実を図ります。
- 「直方市障がい者福祉基本計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画」に基づき、障がい福祉サービスの充実を図ります。
- 「直方市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、子育てサービスの充実を図ります。
- 国・県やサービス事業者等と連携して、介護職や保育士等の福祉サービスに係る専門職の確保や、専門職としての資質向上のための研修等に取り組みます。
- 国・県等と連携して、サービス事業所に対する指導や監査を実施し、適正な事業運営と事業所としての質の確保・向上を促します。

社会福祉協議会の取組

- 意思疎通を図ることに困難がある方に、意思疎通支援者（手話通訳者）の派遣等を行い、円滑なコミュニケーションを図り、障がいのある人の福祉の増進と社会参加を促進します。
- 子ども、障がい者、高齢者などの多様なニーズに対応した福祉サービスに地域の方が参加できるように、拠点づくりを目指し推進していきます。

（2）施策2 連携強化（ネットワークの構築）

【現状・課題】

本市には、地域福祉推進の中核的組織である直方市社会福祉協議会をはじめ、民生委員・児童委員や自治会、シニアクラブ、障がい者やその家族等の当事者団体、子育て支援組織や子育てサークルなど、さまざまな団体が地域で活動しており、今後もこれらの活動団体が、それぞれの特性を活かしながら、地域福祉の取組を進めていくことが大切です。

【今後の方向性】

地域に存在する多様な団体と連携・協働を深め、地域福祉のための活動を効果的かつ継続的に促進します。

【主な取組】

市民の取組

- 地域のために働いている自治会やボランティアについて調べましょう。
- 地域で孤立しないよう、地域で活動している団体に加入しましょう。

地域の取組

- 相談機関との連絡体制を構築し、問題を抱える人の早期発見を心がけましょう。

行政の取組

- 民生委員・児童委員との連携として、地域住民にとっての身近な相談支援者である民生委員・児童委員、及び主任児童委員は、地域福祉推進においても重要な存在であるため、今後もさらなる連携強化を図ります。
- 地域等との連携の強化として、直方市社会福祉協議会や民生委員・児童委員、自治会等の地域の関係者をはじめ、ハローワーク等の関係機関や福祉サービス事業者等との連携を強化します。
- 社会福祉協議会との連携として、地域福祉推進の中核である直方市社会福祉協議会と今後もさらなる連携強化を図り、福祉に関する啓発や小地域福祉活動、福祉ボランティア育成等の地域福祉に関わる取組を推進していきます。

社会福祉協議会の取組

- 行政や福祉団体等と連携して、地域福祉を推進します。福祉ボランティアの支援にも取り組みます。
- 地域課題の把握に努め、地域における公益的な取り組みを担う社会福祉法人や関係団体と連携して、買い物支援などの生活支援サービスの展開を推進します。

(3) 施策3 バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進

【現状・課題】

高齢者も障がいのある人も不自由なく外出ができ、それぞれの能力を活かしながら積極的に社会参加できる環境づくりが求められています。

アンケート調査結果より、各種取組の不満理由として、高齢者福祉の充実では「生きがいづくりや社会参加への取組が不十分」、障がい者福祉の充実では「施設や道路等のバリアフリーの取組が不十分」、交通ネットワークを活かした生活利便性の向上においては、「バスの路線数や運行本数が不十分」、「道路の修繕・維持管理が不十分」となっています。

本市では、「第6次直方市総合計画」の高齢者・障がい者福祉の充実において、誰もが安全・安心に生活できるよう、生活空間におけるバリアフリー及びユニバーサルデザインのまちづくりを推進しています。また、「直方市都市・地域総合交通戦略、直方市地域公共交通計画」に基づき、高齢者や障がい者等が安心して外出するための支援として、福祉車両の導入推進・支援や障がい者等への外出支援としてタクシー券の補助を行っています。

バリアフリーのまちづくりを進めるためには、高齢者や障がいのある人などの外出支援を進めていく必要があります。

【今後の方向性】

ユニバーサルデザインやバリアフリーの理念に基づいた道路や施設の整備、高齢者や障がいのある人に対する移動支援など、誰もが利用しやすいまちづくりを推進します。

【主な取組】

市民の取組

- バリアフリー感覚を持ち、高齢者、障がいのある人などの歩行の妨げとなる自転車の危険運転や違法駐車などをしないようにしましょう。
- コミュニティバスや公共交通を積極的に利用しましょう。

地域の取組

- 各種バリアフリー体験会に参加し、バリアフリー・ユニバーサルデザインに関心を持ち、知識を深めましょう。
- 民間・公共機関などは自らの施設のバリアフリー推進に努めましょう。

行政の取組

- 直方市都市・地域総合交通戦略、直方市地域公共交通計画に基づき、高齢者や障がい者等が安心して、気軽に移動できる交通環境づくりを進めます。
- 公共交通機関の利便性の確保のため、コミュニティバスの運行を維持するとともに、需要や地域の特性に合わせ、タクシーや新たなモビリティサービスの活用に取組みます。
- 新たな道路、公共施設の整備の際は、ユニバーサルデザインの考え方に基づき、誰もが安心して、安全に利用できる施設整備を行います。

社会福祉協議会の取組

- リフト車やシートリフト車などを運行し、公共交通機関を利用することが困難な在宅の障がい者や高齢者等に移動送迎の支援を行い、社会参加の促進と自立支援を行います。
- 各種団体の研修会参加の移動支援として、ふくしバスの運行を行います。
- 直方市内に在住している人、または市内で活動している個人や団体で社会福祉の増進を図るために必要な場合に、車いすの貸し出しを行います。

移動送迎支援事業

直方市社会福祉協議会では、市内在宅の方で、単独での公共交通機関を利用することができない会員の方に、社会参加する機会を与える移動送迎支援事業に取り組んでいます。



(4) 施策4 災害対策

【現状・課題】

近年、地震や台風、大雨などの大規模な自然災害が数多く発生しています。また、本市では、遠賀川に隣接する地理的特性から、洪水・浸水リスクが最も高い災害として認識する必要があり、地域での支え合いの必要性や日常的なつながり、災害時の安否確認、避難支援体制の強化が求められています。

また、自治会の防災活動など、自主防災組織が行う防災訓練など日頃から地域防災について話し合う機会を設け、防災訓練などへの参加や啓発を促すことが重要です。

【今後の方向性】

今後も、市民を災害から守るため、地域の防災意識を高め、地域と連携した災害対策の推進に取り組みます。

【主な取組】

市民の取組

- 直方市防災ブック、直方市Web版ハザードマップを活用し、災害時の避難場所、避難ルートについて確認しましょう。
- 地域での避難訓練に参加しましょう。

地域の取組

- 避難時に支援が必要な人がいたら、地域で協力して避難先、避難方法などの支援をしましょう。
- 自主防災組織の結成や避難訓練等に取り組み参加しましょう。

行政の取組

- 地域の防災体制の支援として、地域の自治会が構成主体となる自主防災組織の設立や、学習会や講座等を通じた防災知識の普及啓発、防災訓練などに取り組みます。
- 地域での要支援者の把握のため、民生委員・児童委員や自治会等と連携して、身近な地域の中で高齢者や障がい者等の支援を要するおそれがある人を把握し、適切な支援につなげられるネットワークづくりに取り組みます。
- 福祉避難所の確保として、災害時にさまざまな市民が避難することを想定し、障がい者等を受け入れる地域の多面的機能を有した関連施設と災害協定の締結を進めます。

社会福祉協議会の取組

- 直鞍の他市町社協や施設、直方青年会議所、直方ライオンズクラブ等との連携により、災害時の相互支援体制の強化に努めます。
- 市と災害時、災害ボランティア活動等に対する協力及び平時の連携を図ります。また、ボランティアにおける「意識」「参加」「行動」の醸成を目指します。

(5) 施策5 権利擁護対策

【現状・課題】

高齢化や核家族化の進行等に伴い、認知症高齢者の財産管理トラブルや悪質な訪問販売等による消費者被害、高齢者や障がい者、児童等に対する虐待など、権利擁護に係る問題が増加しており、国においても虐待防止やその他の権利擁護に係る法制度の整備が進められてきました。

本市においても、高齢者のみの世帯の増加に伴い、成年後見制度の利用が必要な人が増えることが予想されます。

【今後の方向性】

今後も各分野において地域の関係機関と連携しながら、市民をさまざまな権利侵害から守るために権利擁護対策を推進していきます。

また、虐待や権利擁護に係る問題の背景には家庭内に複合的な課題があることが多いため、関係機関の連携強化に努めます。

【主な取組】

市民の取組

- 困りごとについて、事前に家族と相談してみましょう。
- 地域包括支援センターなど各相談機関に相談しましょう。

地域の取組

- ご近所さんの異変に気づいたら、早急に相談機関に連絡しましょう。
- 地域での見守り活動によって、問題の早期発見や相談機関への連絡体制を構築しましょう。

行政の取組

- 成年後見制度や日常生活自立支援事業の周知を図るとともに、直方市社会福祉協議会と連携し、日常生活自立支援事業の利用支援に取り組みます。
- 成年後見制度の利用が必要と思われる高齢者等に対して、成年後見制度の説明や申立ての支援等を行います。
- 後見人等の担い手の確保・育成として、多様な人材が必要であることから、後見人等の担い手の育成を推進します。
- 意思決定支援の普及啓発として、保健、医療、福祉、介護、金融等幅広い関係者や地域住民に意思決定支援の重要性や考え方が浸透するよう研修等を通じた継続的な普及・啓発を行います。
- 悪質商法から高齢者や障がい者等を守るため、社会状況の変化に伴い多様化する消費者問題の情報提供や被害防止についての啓発、消費者相談等、直鞍広域消費生活センターや警察等と連携し進めます。

社会福祉協議会の取組

- 判断能力が十分でない人が地域において自立した生活が送れるよう、日常生活自立支援事業を推進します。

(6) 施策6 生活困窮世帯への支援

【現状・課題】

非正規雇用などの雇用形態の多様化や近年の物価高等により、安定した収入が得られず、生活困窮に陥っている人の増加が社会問題となっています。

本市の生活保護被保護世帯数と被保護人員は減少傾向にあり、生活保護率も同様の傾向で推移していますが、生活保護率を福岡県と全国と比較すると、高い水準で推移しています。

生活困窮者の多くは、仕事に就けないだけでなく、世帯が抱える問題の複雑化や、支援を拒む世帯の孤立もあり、経済的困窮という表面上の課題対応のみでは本質的な解決にならないことも多く、関係機関とのより密な連携や情報の共有が求められます。

【今後の方向性】

生活困窮世帯の課題解決に向け、地域やハローワーク等の関係機関、サービス事業者等とも連携しながら、関連法制度に基づいた適正な支援の推進に取り組みます。

【主な取組】

市民の取組

- 生活に不安を感じたら、一人で悩みを抱え込まずに早めに相談しましょう。
- 困りごとで行き詰ってしまう前に、民生委員・児童委員などの地域の役員や市、社会福祉協議会に相談しましょう。

地域の取組

- 孤立しているような住民（世帯）には声をかけるようにしましょう。
- 生活に支援が必要な方を相談機関につなげられる体制づくりをしましょう。

行政の取組

- 経済的に困窮する人への生活の安定及び自立の助長を図るために、生活保護の給付と制度の適正な運用を推進します。
- 生活困窮世帯の自立支援や就労支援に係る相談について、自立相談支援機関において対応するとともに、窓口の周知を図ります。
- 生活困窮世帯の自立に向けて、住居確保保給付金の活用や家計改善支援等を行い、生活の基礎となる住居の確保を図り、生活の安定と就労の確保を支援します。
- 生活困窮世帯の子どもの支援のため、子ども食堂等の居場所作りなど関係機関と連絡調整を行い、食事提供等へつなげていきます。
- 経済的理由により就学困難な児童・生徒に対する就学援助制度についての周知・普及を図ります。

社会福祉協議会の取組

- 低所得者や障がい者世帯などの経済的自立と生活意欲の向上を図るため、生活福祉資金貸付事業を継続して実施します。
- フードドライブを行っている企業やそのほかの支援を行う企業などの協力を得て、地域の福祉施設や子ども食堂、生活困窮者支援団体などに食の支援を行います。

当事者組織・団体、社会福祉関係諸団体との連携と支援

直方市では、様々な企業・団体と連携し、子ども食堂やフードドライブなど、支援を必要とする家庭等に対して様々な取り組みを行っています。

【子ども食堂】



【各種寄贈物品】



(7) 施策 7 再犯防止活動の推進

再犯防止推進計画を策定し、就労、住居、保健医療、福祉等の施策を総合的に推進します。

【詳細は第5章に記載】

3

基本目標Ⅲ 誰でも気軽に相談できる仕組みづくり

(1) 施策Ⅰ 広報・啓発、情報提供

【現状・課題】

市民が自分の利用したい福祉サービスを適切に選び、利用するためには、まず、福祉制度やサービスの内容、利用方法等の必要な情報を手に入れなければなりません。

現行計画評価より、情報提供について、市報やホームページ、各種パンフレット等にて福祉サービスの情報発信を行っているものの、必要な人に必要な情報が届いていない可能性があることから、情報発信の取組にあたっては対象者ごとの情報提供手段の検討が必要です。

【今後の方向性】

すべての市民が、福祉制度やサービスについての情報を、必要なときにいつでも入手できるよう、さまざまな機会を活用して情報提供します。

また、対象者に応じた情報コンテンツ・情報提供手段を工夫するなど、情報のバリアフリーにも取り組みます。

【主な取組】

市民の取組

- 広報紙や回覧板、ホームページなどから、福祉に関する情報を積極的に取得しましょう。
- 有用な情報は隣近所の人や知人などに広めましょう。

地域の取組

- 行政と連携しつつ、地域でできる福祉活動のための情報を共有しましょう。

行政の取組

- 「市報のおがた」や「つながるのおがた」のメール配信、ホームページ、SNSなどの幅広い手段を用いて、市民に必要な福祉情報の提供を行います。
- 高齢者、障がい者、児童等の個別福祉分野ごとに、パンフレットやガイドブック、チラシ、インターネット等の媒体を活用し、各分野の福祉制度の内容やサービス事業者等の情報を詳細に提供します。
- 情報のバリアフリー化を図るため、誰にとっても読みやすくわかりやすいものとなるよう、内容やレイアウトなどを工夫するとともに、わかりにくい専門用語を極力使わないよう配慮します。
- 視覚・聴覚障がい者等に配慮し、点訳や音訳、手話通訳での情報提供に努めます。

社会福祉協議会の取組

- 社会福祉協議会の活動内容や地域の福祉情報を伝えるため、紙媒体・SNSの情報発信手段に加え、点字や音訳など対象者に配慮した社協だよりを年8回発行します。本会役員・会員、市内各機関等への配布や、市報に折り込むことで広く周知します。

(2) 施策2 包括的相談支援体制

【現状・課題】

包括的な支援体制とは、改正社会福祉法で「地域住民の暮らしに関わる個々の地域生活課題に対する包括的な支援体制の整備に努める」と示されており、地域福祉計画に包括的な支援体制の整備に関することが盛り込まれています。

本市においても、近年の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、どの窓口に相談しても必要な支援につながるよう、関係課が連携し、住民の生活課題に対応することが重要です。

【今後の方向性】

制度の狭間を各関係組織・部署の協力と相互に行われる情報提供のもと、困っている人が適切な支援につなぐことができるよう相談体制の強化に努めます。

【主な取組】

市民の取組

- 心配ごとや困りごとは周囲の人や市の相談窓口に相談しましょう。
- 民生委員・児童委員など、身近に相談できる相手を見つけ、日頃から相談できるようにしましょう。

地域の取組

- 利用者やその家族がより身近に相談できるよう、専門性の向上や相談機能の充実に努めましょう。
- 自治体の相談窓口などと連携しつつ、困っている人を支援につなげるための仕組みをつくりましょう。

行政の取組

- 制度の狭間を生まないための分野間連携の強化として、高齢障がい者への対応、障がいのある方の子育て支援、18歳未満の障がい児への療育支援から就労支援への転換など、各分野を横断した課題を抱える人に対し、適切な対応が行えるよう、各福祉分野に係機関が連携して総合的な支援が行える体制を構築するとともに、制度の隙間に陥る人がないよう、高齢者・障がい者・児童福祉分野間の連携にも配慮していきます。
- 高齢者に関する総合相談や権利擁護、地域の関係者のネットワークづくり等を行う「地域包括支援センター」、「在宅介護支援センター」の体制を維持するとともに、電話や窓口での相談のほか、訪問による相談を継続していきます。
- 障がい者福祉分野での相談体制の充実のため、基幹相談支援センターを直方市における障がい福祉分野の中核事業所として機能拡充を目指します。
- 児童福祉分野での相談体制の充実のため、妊娠期から子育て期にわたる母子保健や子育てに関する相談に包括的・継続的に対応できるよう、保健師等の専門職による切れ目のない支援が行える体制の強化に取り組みます。
- 生活支援に係る多様な相談機会の確保のため、日常生活をするうえで、複雑化・多様化する悩みの解決支援として、直鞍広域消費生活センター等の関係機関と協力しながら消費者相談や労働相談、法律相談などを実施します。

社会福祉協議会の取組

- 高齢者、障がい者、子育て世帯など、地域住民が抱える様々な生活の困りごとや悩みに対し、分野や制度にとらわれず、人々の生活全体を対象に総合的に対応する福祉総合相談について、電話・メール・来所・SNS等を活用し対応します。
- 不登校・ひきこもり問題で悩んでいる人の相談を受け付け、関係機関・団体と連携し適切な支援につなげます。
- 認知症相談を受けて、状況に応じて関係機関へ引き継ぎを行います。

4

評価指標

本計画の進捗状況を評価するために、基本目標ⅠからⅢのそれぞれについて、下記の指標を評価指標として設定します。計画期間を通じ、これらの評価指標において目標値の達成を目指していくことで、本計画の着実な推進を図ります。

基本目標	目標指標	現状値 (R6年度)	目標値 (R12年度)
基本目標Ⅰ 【支え合いの仕組みづくり】	特定健診受診率	35.1%	50.0%
	個人ボランティア活動の登録数 【地域福祉活動計画】	25名	30名
基本目標Ⅱ 【安全・安心に暮らせる基盤づくり】	地域移行支援・地域定着支援事業所の件数	1件	3件
	小学校区それぞれに協議体の設置	7か所	11か所
	日常生活自立支援事業相談件数 (延べ件数) 【地域福祉活動計画】	346件	400件
	生活困窮者自立支援相談件数 (新規件数)	113件	200件
基本目標Ⅲ 【誰でも気軽に相談できる仕組みづくり】	基幹相談支援センターの相談件数 (延べ件数)	13,705件	15,000件
	総合相談件数(実件数) 【地域福祉活動計画】	82件	100件
	地域子育て支援センター利用件数 (延べ件数)	4,041件	7,000件

第5章 直方市再犯防止推進計画

1

計画策定の趣旨

犯罪や非行をした人の中には、貧困や疾病、依存、厳しい生育環境等、様々な生きづらさを感じ、立ち直りには多くの困難を抱える人が多く、その困難により再び犯罪や非行をしてしまう場合も多いといわれています。このようなことから、生きづらさを抱えて罪を犯した人の課題に対応し、再犯を防止するためには、社会復帰後、地域社会で孤立させない「息の長い」支援等を連携・協力して実施することが必要となっています。

犯してしまった罪をつぐない、社会の一員として立ち直ろうとするには、本人の強い意志や行政機関の働きかけのみならず、周囲の人々の温かい理解と協力をはじめ、保護司会や更生保護女性会など、更生保護に関わる人や団体の活動と既存の福祉の支援や地域での活動が連携することで、再犯防止につながることが期待されます。

このような課題を地域で共有し、地域における犯罪被害を防止し、市民が安全で、安心に暮らせるように再犯防止を推進するため、地域福祉計画の見直しに合わせ、「直方市再犯防止推進計画」を策定し、罪を犯した人等の社会復帰を支援します。

2

計画の位置づけ

本計画は、「再犯の防止等の推進に関する法律」第8条第1項に定める地方再犯防止計画として策定する計画です。

3

計画期間

本計画の計画期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

なお、再犯防止を取り巻く状況の変化などを踏まえ、必要に応じて計画期間中であっても見直しを行うものとします。

4

再犯防止施策の対象者

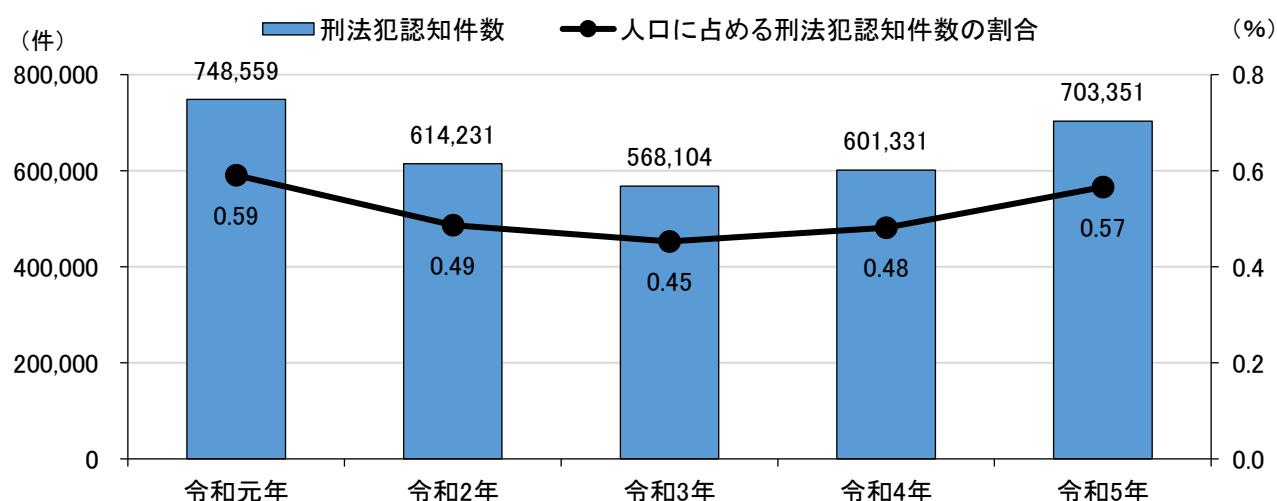
本計画において「罪を犯した人等」とは、「再犯の防止等の推進に関する法律」第2条第1項で定める者で、犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。）若しくは非行少年であった者を指します。

5

現状と課題

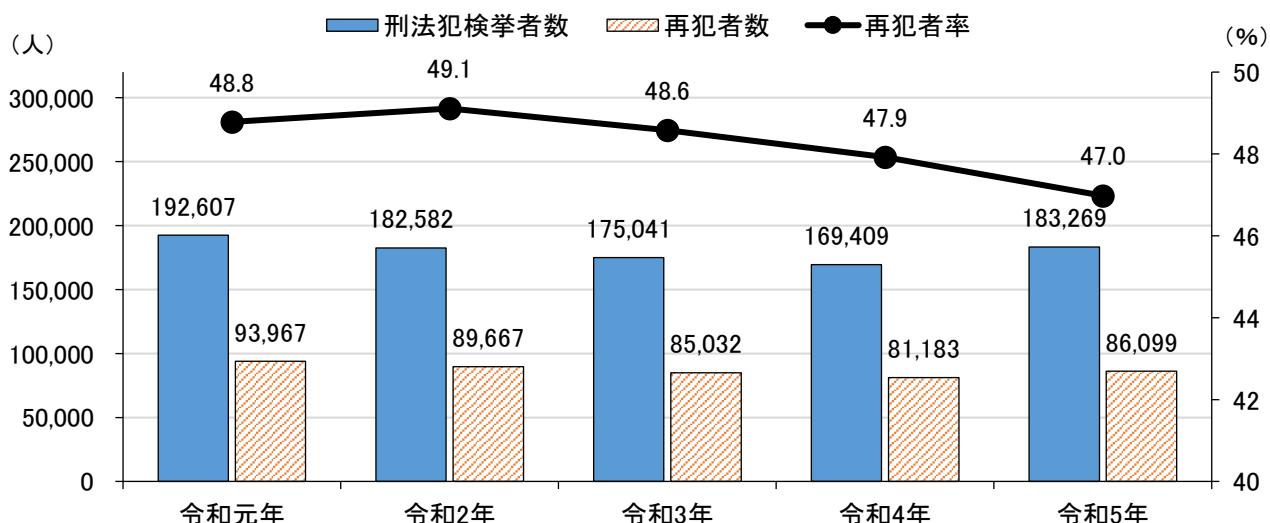
全国の刑法犯認知件数は、令和3年度までは減少傾向にあったが、近年ではSNSを使用した非対面型の犯罪が多発していること等により増加に転じています。検挙人員に占める再犯者の比率は減少傾向にありますが、約47%に及ぶなど、安心して安全に暮らせる地域社会の実現に向けて、「再犯」の防止が重要課題となっています。再犯者は、社会生活を営む上で様々な問題を抱え、社会復帰できないことが犯罪を繰り返す大きな要因にもなることから、刑務所や少年院の出所者などに対する支援とともに、地域の一員として社会復帰しやすい地域環境づくりが求められています。

全国の刑法犯認知件数の推移



資料：警察白書

全国の刑法犯検挙者数の再犯者数及び再犯者率



資料：法務省・再犯防止推進白書

※「再犯者」は、刑法犯により検挙された者のうち、前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがある、再び検挙された者をいう。

※「再犯者率」は、刑法犯検挙者数に占める再犯者数の割合をいう。

6 取組の方向性

(1) 国の取組

国においては、平成29年12月、再犯の防止等の推進に関する法律に基づき、再犯防止推進計画(第一次)が閣議決定されました。再犯防止推進計画(第一次)には、7つの重点課題について、115の具体的な施策が盛り込まれ、政府においては、地方公共団体や民間協力者等と連携しながら、取組を推進してきました。

令和5年3月、第一次計画の内容を発展させ、再犯防止施策の更なる推進を図るため、第二次再犯防止推進計画が閣議決定されました。第二次再犯防止推進計画には、7つの重点課題について、96の具体的な施策が盛り込まれています。

【国の「再犯防止推進計画」における7つの重点課題】

- 1 就労・住居の確保
- 2 保健医療・福祉サービスの利用の促進
- 3 学校等と連携した修学支援の実施
- 4 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施
- 5 民間協力者の活動の促進
- 6 地域による包摂の推進
- 7 再犯防止に向けた基盤の整備

(2) 市として取り組む施策

これらの国の取組を踏まえ、国からの情報の活用や国が実施する施策への協力等により国との連携を深めるとともに、地域の見守りによる支援対象者の早期発見、関係機関・団体との協働による包括的支援を基本に、再犯防止に向けた取組を進めます。

①就労・住居の確保を通じた自立支援のための取組

生活困窮者自立相談支援事業を活用して出所者の自立に向けた就労支援等の相談支援を行うとともに、市営住宅や県営住宅等の公営住宅の入居条件や募集情報の提供を行うことで、適当な住居がない人が利用可能な制度・施策についての周知を行います。

②高齢者又は障がいのある方等への支援のための取組

犯罪をした高齢者又は障がいのある方等であって自立した生活を営むまでの困難を有する人等に対し、必要な保健医療・福祉サービスが速やかに提供されるよう直方保護区保護司会をはじめ関係機関・団体との連携を図ります。

③学校等と連携した修学支援の実施のための取組

スクールソーシャルワーカーや保護司会、更生保護女性会、民生委員・児童委員等との連携を強化し、非行の防止及び非行からの立ち直りの取組の充実を図ります。

④罪を犯した人等の特性に応じた効果的な指導の実施のための取組

県と連携して飲酒運転防止に関する啓発活動を推進し、「飲酒運転は絶対しない、させない、許さない、そして見逃さない」という市民意識の定着を図ります。

また、薬物依存からの回復を支えるため、薬物依存に関する先入観や偏見により地域から排除されることなく、安心して回復に取り組めるよう、薬物依存症に関する正しい知識を市報・HP等で地域住民に広く周知します。

⑤民間協力者の活動の促進のための取組

地域で活動している更生保護に携わる保護司会や更生保護女性会などの活動を支援するとともに、更生保護活動など事業に対する補助金の交付や、更生保護活動の広報及び周知に取り組みます。

また、更生保護事業及び社会を明るくする運動に貢献した保護司や団体等を表彰し、その活動や意義が市民に広がるよう周知に取り組みます。

加えて、罪を犯した人等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、罪を犯した人等を雇用する民間の事業主（協力雇用主）を増やすための啓発活動の充実を図ります。

⑥地域による包摶を推進するための取組

罪を犯した人等の再犯を防止するため、社会復帰後、地域社会で孤立させない息の長い支援等を国、地方公共団体、民間団体等が緊密に連携協力しながら再犯防止に関する取組を進めています。

また、「社会を明るくする運動強調月間」において、運動を周知するイベントなどを行うなど、犯罪や非行のない明るい地域社会を築くため、罪や非行の防止と、刑期を終えた人たちの更生に対する地域の理解促進に取り組みます。

⑦再犯防止に向けた基盤の整備のための取組

計画策定についての進捗管理及び評価を行い、必要な見直しを行うとともに、計画期間終了時には、計画期間全体を通じた施策の進捗状況の評価を行い、次期計画に反映することで、計画の着実な推進を図ります。



第6章 計画の推進

1

連携体制の強化

本計画で示した施策を推進するためには、住民、地域、社会福祉協議会、そして行政が計画で示されたそれぞれの立ち位置・役割を正しく認識し、連携・協力していくことが必要となります。

本市では、関係機関・団体等との役割を踏まえ連携・協力を図ります。

また庁内各課とも連携を図ることで、全庁が一体となり各施策を推進していきます。

2

計画の周知・広報

この計画を推進するためには、市民や関係団体などに計画の内容を周知し、行動を喚起していくことが必要です。

このため、全市民に向けて広報誌やパンフレット、ホームページ等の媒体を使った広報はもとより、各種行事等の機会を活用して、計画の周知・浸透を図ります。

また、計画の点検・評価結果などの進捗状況に関わる情報についても、広く周知していきます。

3

計画の進捗管理

計画が実効性のあるものとして推進されるためには、計画に基づく施策や事業の進捗管理を行うことが重要です。

計画の進捗管理にあたっては、施策の進捗状況、評価指標について、PDCAサイクル(Plan(計画)、Do(実行)、Check(評価)、Action(改善))に基づき進捗管理を行い、毎年評価・検証を行っていきます。



資料編

令和2年4月8日

規則第24号

(趣旨)

第1条 この規則は、直方市附属機関設置条例(平成28年直方市条例第30号)第4条の規定に基づき、直方市地域福祉計画策定委員会(以下「委員会」と言う。)の組織及び運営に關し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じて直方市地域福祉計画の策定及び地域福祉の推進に関する事項について調査及び審議し、その結果を市長に報告する。

(組織)

第3条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 社会福祉に識見を有する者
- (3) 地域の実情に識見を有する者
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、計画の策定をもって終了とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第5条 委員会に、委員長1名及び副委員長1名を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐する。

4 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じて委員長が招集する。

2 会議の議長は、委員長をもって充てる。

3 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聞き、又は関係人に資料の提出を求めることができる。

(会議録)

第7条 委員長は、要領筆記によって記載した会議録を作成し、保管させるものとする。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、地域福祉担当課において処理する。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

この規則は、公布の日から施行する。

2

直方市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 直方市地域福祉活動計画(以下「計画」という。)を策定するため、直方市地域福祉活動計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、直方市社会福祉協議会会长(以下「会長」という。)の諮問に応じて直方市地域福祉活動計画の策定及び地域福祉の推進に関する事項について調査及び審議し、その結果を会長に報告する。

(組織)

第3条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱し、任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 社会福祉に識見を有する者
- (3) 地域の実情に識見を有する者
- (4) その他会長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、計画の策定をもって終了とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第5条 委員会に、委員長1名及び副委員長1名を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐する。

4 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じて委員長が招集する。

2 会議の議長は、委員長をもって充てる。

3 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は関係人に資料の提出を求めることができる。

(会議録)

第7条 委員長は、要領筆記によって記載した会議録を作成し、保管させるものとする。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、直方市社会福祉協議会において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和7年7月18日から施行する。

(敬称略)

	区分	委員名	職位等	役職
1	学識経験を有する者	梶原 浩介	西南女学院大学 保健福祉学部福祉学科 准教授	委員長
2		松岡 佐智	福岡県立大学 人間社会学部 社会福祉学科 准教授	委員
3	社会福祉に識見を 有する者	菊地 久徳	直方市身体障害者福祉協会 会長	委員
4		松村 秀幸	直方市保育協会理事 (新入ひまわりこども園 園長)	委員
5		松本 直生	直方市社会福祉協議会 事務局長	委員
6		安永 裕二	直方保護区保護司会 直方支部 理事	委員
7	地域の実情に識見を 有する者	高嶋 正治	直方市民生委員児童委員協議会 会長	副委員長
8	その他市長が必要と 認める者	身吉 清光	直方市シニアクラブ連合会 副会長	委員
9		村津 正祐	直方市 市民部長	委員

4

計画策定の経過

年月日	会議名等	会議内容
令和7年7月～8月	関係部署ヒアリング実施	各課担当者へヒアリング
令和7年9月1日	第1回直方市地域福祉計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ◇委嘱状交付式 ◇委員長・副委員長選出 ◇計画の概要説明 ◇直方市の地域福祉に関する現状・課題説明 ◇計画策定のスケジュール説明
令和7年10月10日	第2回直方市地域福祉計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ◇前回委員会の質問回答 ◇計画素案の説明
令和7年12月19日	第3回直方市地域福祉計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ◇計画素案の修正箇所説明 ◇計画素案の説明(第5章から)
令和8年1月5日 ～令和8年2月4日	パブリックコメントの実施	
令和8年2月16日	第4回直方市地域福祉計画策定委員会	